

千葉県犯罪被害者等支援推進計画

千葉県

令和4年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって	P 1
1 計画策定の趣旨	P 1
2 計画の位置付け	P 2
3 計画期間	P 3
4 計画の推進・評価・公表	P 3
5 計画の見直し	P 3
第2章 県内における犯罪発生状況等	P 4
1 犯罪の発生状況	P 4
2 相談状況	P 6
(1) 犯罪被害全般について	P 6
(2) 性犯罪被害について	P 7
3 犯罪被害者等支援施策に関する県民の意識	P 8
(1) 犯罪被害者等の権利利益の保護を目的として制定された法令等の認知度	P 8
(2) 犯罪被害者等のための相談窓口の認知度	P 9
(3) 犯罪被害者等のための施策の認知度	P 10
第3章 基本的な考え方	P 11
1 犯罪被害者等支援に関する基本方針と目指す姿	P 11
2 本計画における重点課題・取組	P 12
3 施策の体系	P 13
第4章 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策	P 14
方向性① 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援	
1 支援推進体制の整備と充実	P 14
(1) 総合的な支援体制の整備	P 14
(2) 市町村に対する支援	P 20
(3) 民間支援団体に対する支援	P 21
(4) 人材の育成	P 22
2 犯罪被害者等に対する支援の充実	P 24
(1) 相談・情報の提供	P 24
(2) 損害回復・経済的支援等	P 28
(3) 精神的・身体的被害の回復、防止	P 32
方向性② 社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成	
3 県民・事業者の理解促進への取組	P 35
(1) 県民・事業者に対する広報・啓発	P 35

資料集

【国】

- 1 犯罪被害者等基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P37
- 2 性犯罪・性暴力対策の強化の方針・・・・・・・・・・・・・・・・ P43

【千葉県】

- 1 千葉県犯罪被害者等支援条例・・・・・・・・・・・・・・・・ P54
- 2 千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例(抜粋)・・・・・・・・ P59
- 3 千葉県犯罪被害者等支援に関する計画策定懇談会設置要綱・・・・・・・・ P60

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

犯罪被害者やそのご家族・ご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪により生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。さらに、警察への届出や裁判への参加・傍聴、各種申請手続等、被害直後から様々な対応が必要となる上、時には配慮に欠けた言動等の二次的被害に苦しめられるなど、犯罪被害者等が抱える負担は計り知れません。

犯罪被害者等が被害から立ち直り、再び平穏な生活を送れるようになるには、国、県、市町村、民間支援団体¹、弁護士会等が連携して、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた必要な支援を途切れることなく行うとともに、犯罪被害者等支援の重要性などを多くの県民が理解し、社会全体で犯罪被害者等を支えていくことが必要です。

国は、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、地方公共団体の責務や施策の基本事項を明記しました。また、平成17年以降、同法に基づく「犯罪被害者等基本計画」を5年ごとに策定し、現在は「第4次犯罪被害者等基本計画」に基づき、施策を実施しています。「第4次犯罪被害者等基本計画」では、犯罪被害者等に対する中長期的な支援の充実などを課題として挙げており、地方公共団体における犯罪被害者等支援が重要であるとしています。

本県では、基本法の制定前の平成16年3月に「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」を制定し、被害者等に対する支援を規定するとともに、同条例に基づき「被害者等に対する支援に関する指針」を策定し、警察による支援に加え、行政としても犯罪被害者支援コーディネーターの配置や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援体制の構築を始め、支援に取り組む人材の育成、県民・事業者への理解促進等に取り組んでまいりました。

一方で、本県における刑法犯認知件数は、平成14年をピークに18年連続で減少しているものの、県民の安全・安心をおびやかす凶悪事件や将来を担う子どもたちが犠牲になる痛ましい交通事故などが依然として発生しています。誰もが、犯罪により被害を受ける可能性がある中、全ての県民が、犯罪被害者等に対する支援の必要性を十分に理解し、深めていくことにより、支援の充実を図り、また、必要な支援を受けることができる総合的な支援体制を県内に構築していくため、犯罪被害に特化した条例として、「千葉県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）が令和3年3月に議員提案により制定されました。

これを受け、本県では、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、「千葉県犯罪被害者等支援に関する計画策定懇談会」を開催し、有識者の御意見を伺いながら、「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

¹ 「民間支援団体」：条例第2条第6号に定める「犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体」のことをいう。本計画では、公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターと特定非営利活動法人千葉性暴力被害支援センターちさとの2団体を想定している。

2 計画の位置付け

本計画は、条例第8条に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、本計画は、上位計画である県の総合計画の下、国の第4次犯罪被害者等基本計画やSDGsの考え方を踏まえるとともに、関係する他の計画等との連携・整合性を図り、取組を実施していきます。

<関係する主な計画等>

- ・千葉県多文化共生推進プラン（令和2年度～令和4年度）
- ・第5次千葉県男女共同参画計画（令和3年度～令和7年度）
- ・千葉県人権施策基本指針
- ・千葉県再犯防止推進計画（令和3年度～令和7年度）
- ・千葉県子どもを虐待から守る基本計画（令和2年度～令和11年度）
- ・千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）（令和4年度～令和8年度）
- ・第七次千葉県障害者計画（令和3年度～令和5年度）
- ・第11次千葉県交通安全計画（令和3年度～令和7年度）
- ・第3次千葉県消費生活基本計画（平成31年度～令和5年度）
- ・第3次千葉県青少年総合プラン（平成30年度～令和4年度）
- ・千葉県賃貸住宅供給促進計画（令和2年度～令和7年度）
- ・次世代へ光り輝く「教育立県ちば」プラン（令和2年度～令和6年度） 等

<SDGs (エスディージーズ)>

SDGsとは、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

本計画は、17のゴールのうち、下記の目標の達成に関連しています。



3 計画期間

本計画の期間は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。

4 計画の推進・評価・公表

本計画の実施にあたっては、庁内の「犯罪被害者等支援連絡員」を置く所属を始めとした関係所属との連携を図るとともに、国、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関と連携・協力を図りながら施策を進めていきます。

また、毎年度、本計画に基づく施策その他犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を確認し、その結果を公表します。併せて、「(仮称)千葉県犯罪被害者等支援推進会議」を開催して、有識者に実施状況を報告するとともに、意見を聴取し、その意見を踏まえた必要な改善を行い、計画の効果的かつ着実な推進を図ります。

5 計画の見直し

条例第24条に基づき、犯罪被害者等支援の推進の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直します。

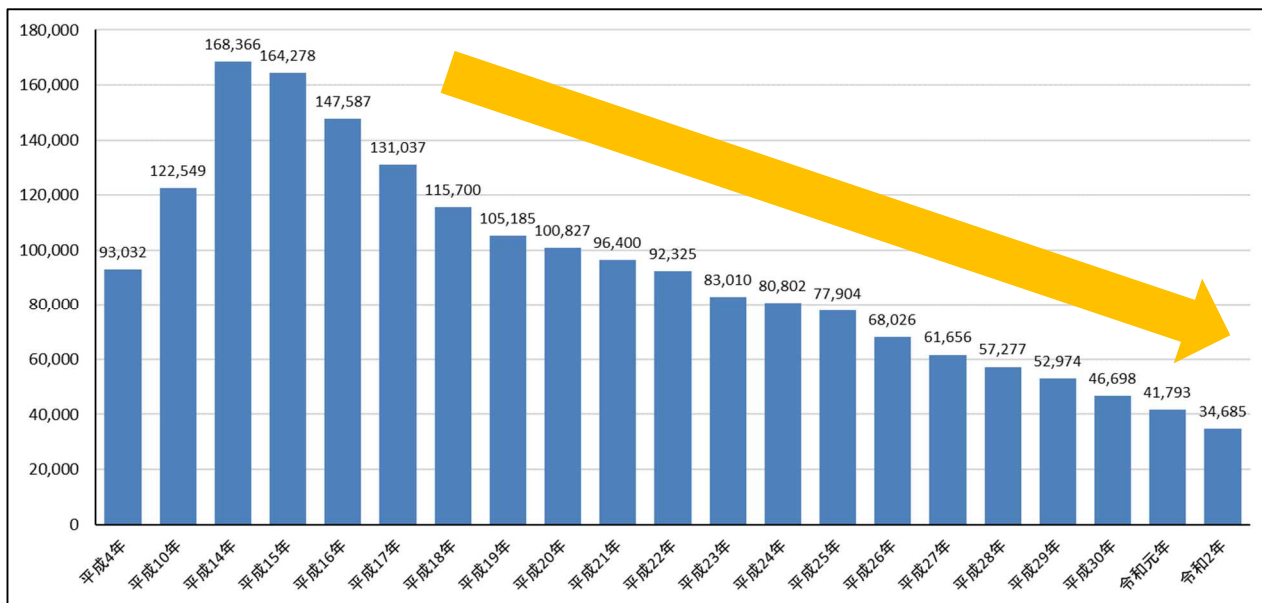
第2章 県内における犯罪発生状況等

1 犯罪の発生状況

全国における刑法犯の認知件数は、平成14年以降減少し、令和2年には、614,231件となっています。

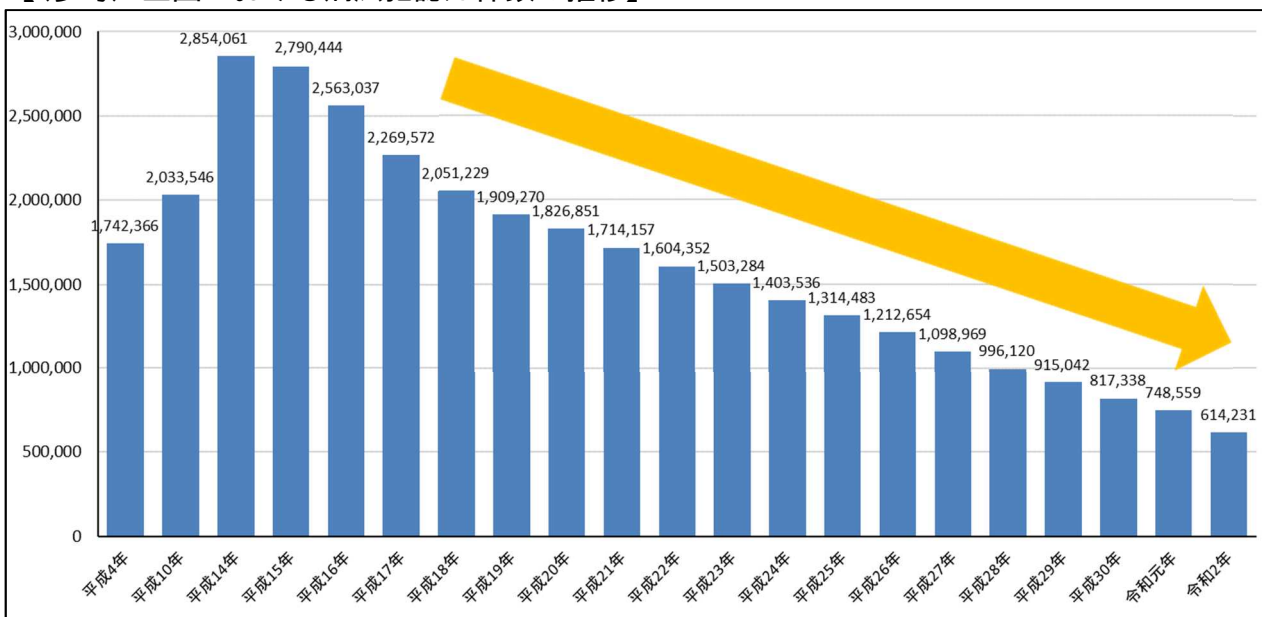
千葉県内の刑法犯認知件数も、国の傾向と同様に、平成14年には戦後最悪となる168,366件を記録しましたが、平成15年以降、減少傾向となり、令和2年の件数は平成14年の件数から約8割減り、34,685件になりました。(R2全国順位：ワースト6位)

【千葉県内における刑法犯認知件数の推移】 刑法犯認知件数：警察において発生を認知した事件の数



出典：千葉県警察本部「犯罪の概要」

【(参考) 全国における刑法犯認知件数の推移】



出典：警察庁「令和2年の刑法犯に関する統計資料」

重要犯罪の認知件数については、全国において減少傾向であり、千葉県内においても同様の傾向にあります。

一方で、本県における強制性交等の認知件数は、近年5年間、増加傾向にあり、殺人や強盗の認知件数についても、令和2年は前年と比較し増加しています。

また、性犯罪の被害者は、相談や被害の届出をためらうケースが多いことなどを考慮すると、支援の対象となる犯罪被害者等は、警察が認知している被害者数にとどまらないと考えられます。

【千葉県内における重要犯罪の認知件数】

罪種	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
殺人	50	57	51	47	53
強盗	146	103	104	84	98
放火	46	57	67	25	21
強制性交等	43	55	65	70	71
略取誘拐・人身売買	9	8	8	13	12
強制わいせつ	415	305	318	261	207
計	709	585	613	500	462

出典：千葉県警察本部「犯罪の概要」
 ※重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。

【(参考) 全国における重要犯罪の認知件数】

罪種	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
殺人	895	920	915	950	929
強盗	2,332	1,852	1,787	1,511	1,397
放火	914	959	891	840	786
強制性交等	989	1,109	1,307	1,405	1,332
略取誘拐・人身売買	228	239	304	293	337
強制わいせつ	6,188	5,809	5,340	4,900	4,154
計	11,546	10,888	10,544	9,899	8,935

出典：警察庁刑事局捜査支援分析管理官「犯罪統計資料」

2 相談状況

(1) 犯罪被害全般について

①警察相談受案件数

県警では、県警本部及び警察署に総合的な窓口を設置し、県民に対し防犯指導、警察への通報方法等の教示、相手に対する警告又は説得など、各種相談を受理しています。

警察相談の受案件数は、平成28年以降、増加傾向となり、令和2年は103,381件と平成28年の約118%の件数となっています。

【県警相談の受案件数】

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
87,369	102,600	110,819	115,332	103,381

②公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターにおける犯罪被害の相談等の状況

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（以下「CVS」という。）は、平成20年4月1日に千葉県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体²に指定された民間支援団体であり、犯罪被害に対する専門的な知識のある犯罪被害相談員が電話相談、面接相談、警察署・裁判所等への付添い、カウンセリング、法律相談等の支援を行っています。

CVSへの相談件数は、平成29年度以降、増加傾向にあり、令和2年度は2,467件と平成28年度の約163%の件数となっています。

罪種別相談件数の推移をみると、平成28年度と比較し令和2年度は、交通事故に関する相談は約125%、暴行・傷害罪に関する相談件数は約198%、性犯罪に関する相談件数は約312%となっています。

【CVSにおける相談等件数】

罪種	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
殺人	388	330	467	366	290
暴行・傷害	91	120	203	183	181
性犯罪	452	458	711	942	1,412
交通事故	292	246	341	284	366
その他	286	315	230	236	218
計	1,509	1,469	1,952	2,011	2,467

² 「犯罪被害者等早期援助団体」：「犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人」であって、その事業を行う者として、都道府県公安委員会から指定を受けた団体をいう。具体的事業として、犯罪被害者等の支援に関する広報・啓発活動、犯罪被害等に関する相談への対応、犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助、物品の貸与又は供与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助を行っている。（警察庁HPより）

(2) 性犯罪被害について

①性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談状況

本県では、平成 29 年 10 月から、特定非営利活動法人千葉性暴力被害支援センターちさと（以下「ちさと」という。）及びCVSの2団体を性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）に位置付けています。

それぞれの機関では、電話相談、面接相談、警察署・裁判所等への付添い、カウンセリング、法律相談、被害直後の医療支援などを実施しています。

また、令和 2 年 10 月 1 日から全国共通短縮ダイヤル# ^{はやくワンストップ} 8 8 9 1 が導入され、発信した最寄りのワンストップ支援センター（本県の場合はCVS）につながります。

ワンストップ支援センターにおける相談件数は、開設以降、年々増加傾向にあり、令和 2 年度は 7,062 件と平成 30 年度の約 154% の件数となっています。各支援の推移をみると、平成 30 年度と比較し令和 2 年度は、電話相談は約 153%、面接相談は約 158% となっています。

【ワンストップ支援センターにおける相談件数】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
電話相談	3,786	4,305	5,798
面接相談	795	1,149	1,264
計	4,581	5,454	7,062

※ちさと、CVSの合計を掲載している。

※平成 29 年 10 月開始のため、平成 30 年度以降を掲載している。

②性犯罪被害相談電話（# ^{ハートさん} 8 1 0 3）の受理状況

県警では、性犯罪被害の専用相談電話として 24 時間受けられる「性犯罪被害相談電話（# 8 1 0 3）」を開設しています。また、相談者の希望により、常時、女性警察官による対応を可能とするなど、性犯罪被害者の立場に立った対応を心掛け、その精神的負担の軽減を図っています。令和 2 年度は 208 件であり、平成 30 年度の約 113% となっています。

【性犯罪被害相談電話の受理件数】

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
184	233	208

※平成 29 年 8 月運用開始のため、平成 30 年度以降を掲載している。

3 犯罪被害者等支援施策に関する県民の意識

県では、令和2年11月から12月にかけて実施した「第61回県政世論調査」において、「犯罪被害者等支援について」の項目を設け、国・県・市町村・民間団体等が実施する犯罪被害者等支援施策に関する県民の意識について調査をしました。

県政世論調査とは、県民の皆様の生活意識や県政に対してどのような関心や期待を持っているかを把握し、県政推進の基礎資料とするために実施しているものです。

県内在住の満18歳以上の男女3,000名を対象に郵送法・オンライン調査法で実施しており、第61回の調査では、1,529名（有効回収率51.0%）の方から回答をいただきました。

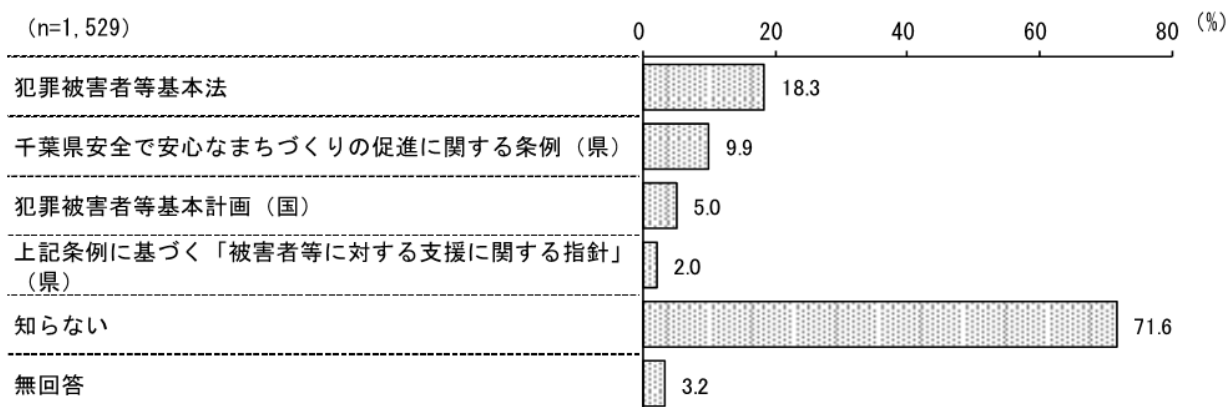
なお、当該調査は、「千葉県犯罪被害者等支援条例」の制定前に実施したことから、当該条例は調査項目に含まれておりません。

(1) 犯罪被害者等の権利利益の保護を目的として制定された法令等の認知度

犯罪被害者等の権利利益の保護を目的として制定された法令等についての認知度を聞いたところ、「犯罪被害者等基本法」（18.3%）が約2割で最も高く、以下、「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例（県）」（9.9%）、「犯罪被害者等基本計画（国）」（5.0%）、「上記条例に基づく「被害者等に対する支援に関する指針」（県）」（2.0%）が続いています。

一方で、「知らない」（71.6%）が7割を超えています。

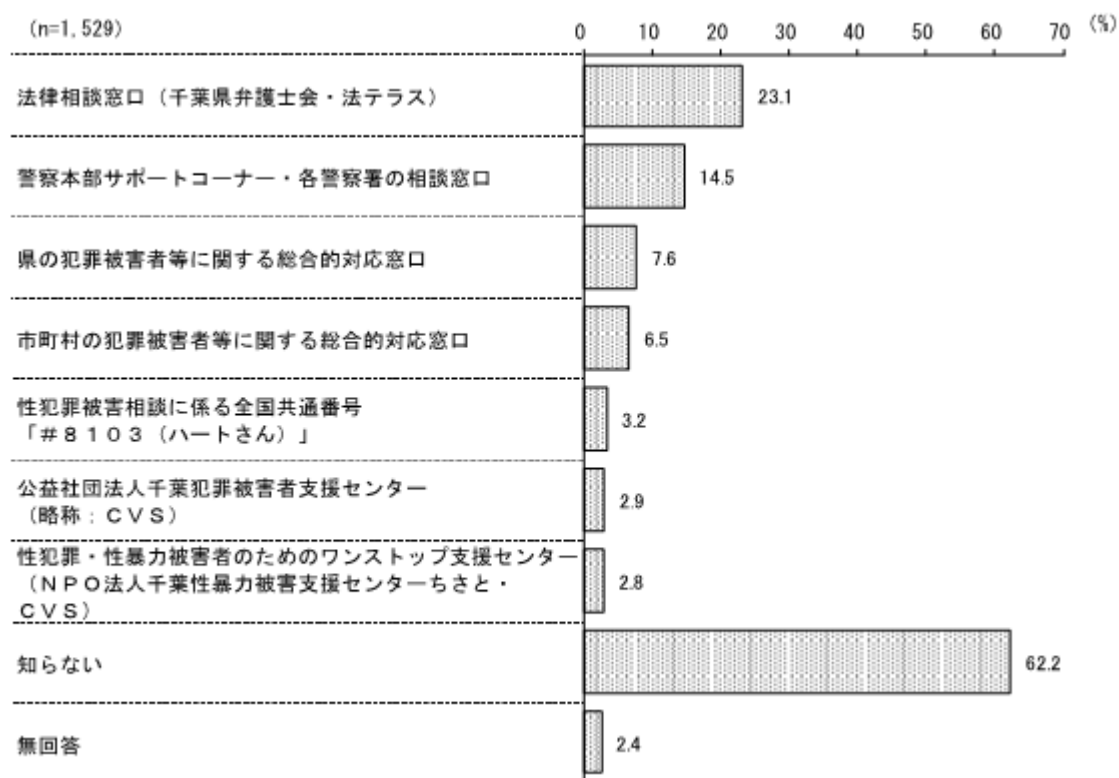
【犯罪被害者等の権利利益の保護を目的として制定された法令等の認知度】



(2) 犯罪被害者等のための相談窓口の認知度

犯罪被害者等のための相談窓口の認知度を聞いたところ、「法律相談窓口（千葉県弁護士会・法テラス）」（23.1%）が2割を超えて最も高く、以下、「警察本部サポートコーナー・各警察署の相談窓口」（14.5%）、「県の犯罪被害者等に関する総合的対応窓口」（7.6%）、「市町村の犯罪被害者等に関する総合的対応窓口」（6.5%）が続いています。一方で、「知らない」（62.2%）が6割を超えています。

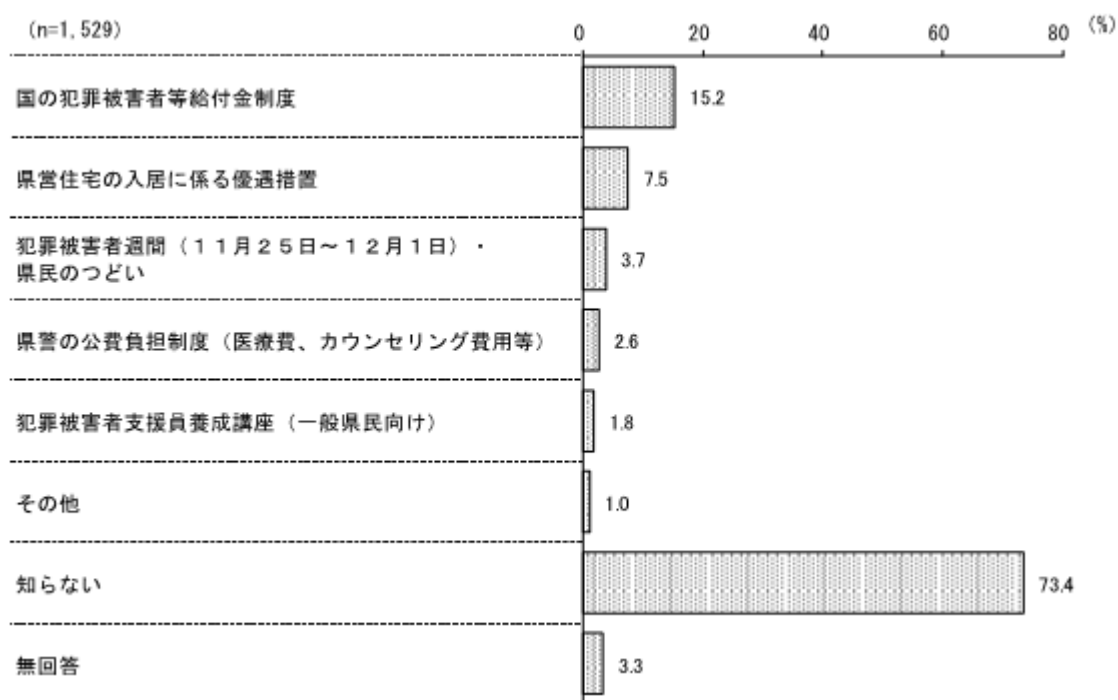
【犯罪被害者等のための相談窓口の認知度】



(3) 犯罪被害者等のための施策の認知度

犯罪被害者等のための施策の認知度を聞いたところ、「国の犯罪被害者等給付金制度」(15.2%)が1割台半ばで最も高く、以下、「県営住宅の入居に係る優遇措置」(7.5%)、「犯罪被害者週間³(11月25日～12月1日)・県民のつどい⁴」(3.7%)が続きます。一方で、「知らない」(73.4%)が7割を超えています。

【犯罪被害者等のための施策の認知度】



³ 「犯罪被害者週間」：平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間(11月25日から12月1日まで)が「犯罪被害者週間」と定められた。「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、県民の理解を深めることを目的とするものである。(警察庁HPより)

⁴ 「県民のつどい」：県民に対して、犯罪被害者が置かれている状況への理解と、犯罪被害者等の支援のための施策への協力を呼びかける啓発事業であり、犯罪被害者週間の時期に合わせて毎年実施している。

第3章 基本的な考え方

1 犯罪被害者等支援に関する基本方針と目指す姿

条例第3条が掲げる基本理念等に基づき、個々の施策の策定・実施に関し、次の4つの基本方針を定めるものとします。

○4つの基本方針

1 犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が行われること。

誰もが犯罪による被害を受ける可能性があります。犯罪被害者等支援は、例外的な存在としての犯罪被害者等に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として、当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものであることを前提とし、犯罪被害者等の尊厳が尊重されるよう、その立場に立った適切な支援を行います。

2 犯罪被害者等一人ひとりの事情に応じた適切な支援が行われること。

犯罪被害者等が直面している状況は、一人ひとり異なります。

犯罪被害者等のそれぞれの具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じて適切な支援を行います。

3 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じて、迅速に、途切れることなく継続して支援が行われること。

犯罪被害者等は、時間の経過とともに、様々な課題に直面します。被害を受けた直後から、再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、迅速かつ途切れることなく継続して適切な支援を行います。

4 犯罪被害者等の置かれている状況等について県民や事業者の理解を深めること。

犯罪被害者等は、直接的な被害だけではなく、配慮に欠けた言動やインターネットによる誹謗中傷、被害による離職等の二次的被害⁵に苦しめられることがあります。

それらを防ぐためには、県民や事業者に対し、犯罪被害者等の置かれている状況等について理解を求めることが必要です。

上記の基本方針を踏まえ、県は、国、市町村、民間支援団体、弁護士会その他の関係者と連携して、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進します。また、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等の生活再建に対する支援を進めることにより、**社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現**を目指します。

⁵ 「二次的被害」：犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。(条例第2条)

2 本計画における重点課題・取組

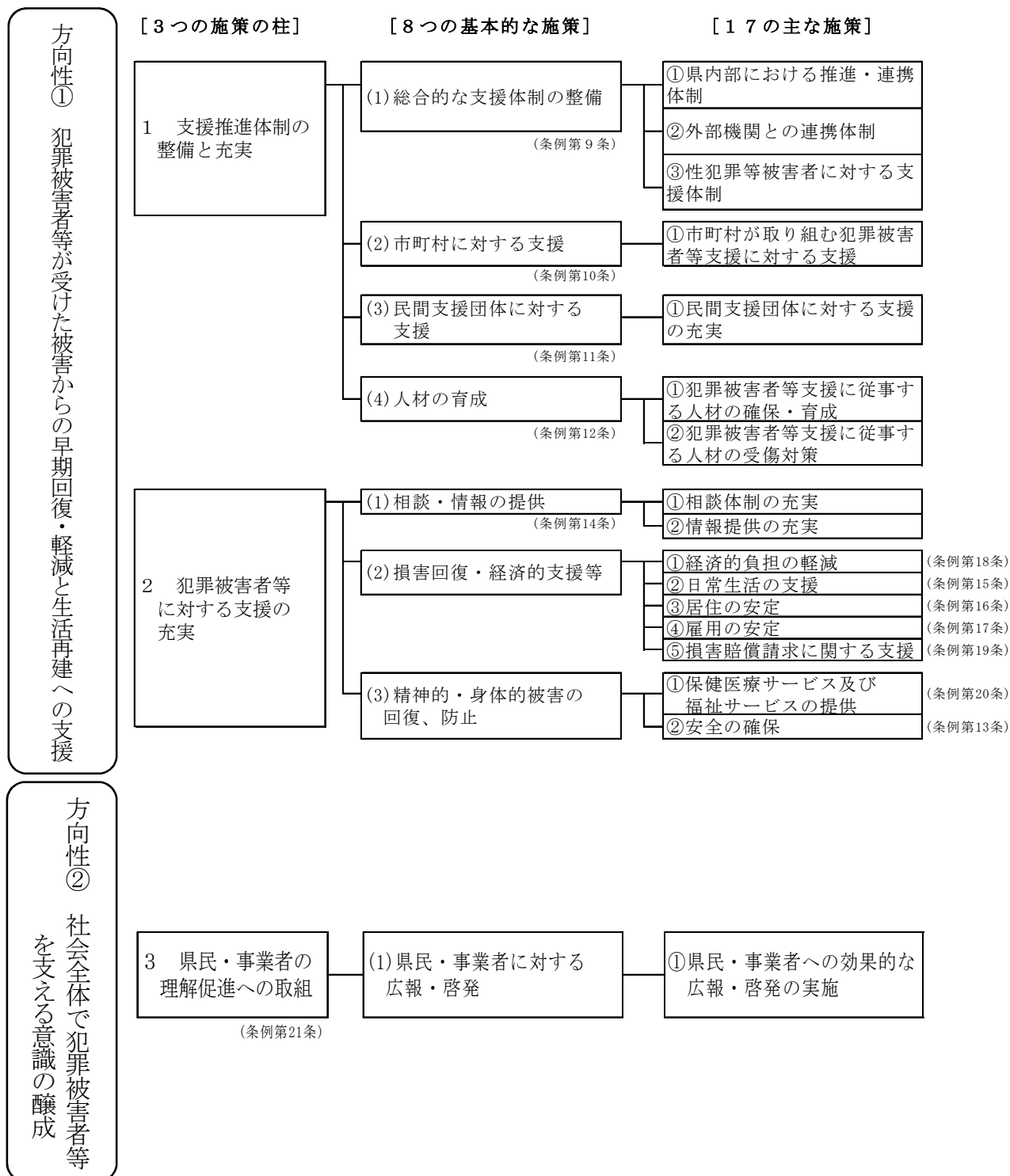
本計画の策定に当たっては、これまで本県において取り組んできた犯罪被害者等支援施策における課題や社会情勢の変化等を踏まえ、以下の6項目を重点課題とし、特に力を入れて取り組んでまいります。

重点課題	重点的な取組
<p>①事件直後から生活が一変する犯罪被害者等に対する迅速な支援の実施</p> <p>犯罪被害者等の状況に応じた支援を行うためには、県が実施する取組の充実に加え、国・市町村・民間支援団体・弁護士会等がそれぞれ実施する取組をつなげることが必要です。</p>	<p>①犯罪被害者等に対する支援の充実及び犯罪被害者支援コーディネーターを中心とした、国・市町村・民間支援団体・弁護士会等の関係機関との連携の強化</p> <p>犯罪被害者等が事件直後から抱える様々な負担に対する支援の充実に努めます。 また、「犯罪被害者支援コーディネーター」の役割の充実などにより、関係機関との連携を強化し、必要な支援につなげるよう努めます。</p>
<p>②県内のどの市町村に住んでいても同様に受けられる犯罪被害者等支援の実施</p> <p>犯罪被害者等が県内のどの市町村に住んでいても同様の支援を受けられることが求められています。そのためには、様々な県民向けのサービスや窓口を持つ市町村の役割が重要です。</p>	<p>②市町村に対する情報提供等の支援の充実</p> <p>市町村に対して犯罪被害者等支援に取り組むための情報提供や人材育成等の支援の充実に努めます。</p>
<p>③民間支援団体による安定的な犯罪被害者等支援の実施</p> <p>民間支援団体において、犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・定着が重要ですが、後継者の育成が課題となっています。 また、支援従事者が支援に従事することにより犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受ける、いわゆる代理受傷の可能性があり ます。</p>	<p>③犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成、受傷対策</p> <p>犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成に向けて、民間支援団体と連携し、「支援員養成講座」等の実施について工夫します。 また、支援従事者の代理受傷を防止するため、カウンセリングなどの充実に努めます。</p>
<p>④大規模な事件・事故が発生した際の支援の実施</p> <p>大規模な事件・事故が発生した場合、県警のみならず、行政、病院、弁護士会、検察庁等と連携して、犯罪被害者等の支援のための総合的な体制を構築する必要があります。</p>	<p>④緊急支援体制の整備</p> <p>各関係機関の役割分担や情報共有に関する ことなど、緊急時の総合的な体制整備を図ります。</p>
<p>⑤性犯罪・性暴力被害の潜在化防止・手厚い支援の実施</p> <p>性犯罪・性暴力被害については、誰にも相談できずに潜在化することも考えられるため、県警やワンストップ支援センターにおける相談窓口の周知や支援について強化する必要があります。</p>	<p>⑤性犯罪・性暴力被害者に対する支援の強化</p> <p>相談窓口に関する広報啓発について検討するとともに、女性だけではなく、外国人・障害者・男性・セクシャルマイノリティなど誰もが相談しやすい体制整備に努めます。</p>
<p>⑥犯罪被害者等支援に関する効果的な広報・啓発の実施</p> <p>県政世論調査の結果にもあるように、犯罪被害者等支援は未だ県民に浸透しておらず、上記①～⑤の施策の実施にあたり、犯罪被害者等に対する県民の理解・関心を深め、犯罪被害者等を社会全体で支えていく意識を一層醸成する必要があります。</p>	<p>⑥SNS等のツールを使った新たな広報啓発の検討</p> <p>これまで実施してきている犯罪被害者週間の行事やポスター・リーフレットの作成等に加えて、幅広い層にも見てもらえるよう、SNS等も活用し、効果的な広報啓発について検討します。</p>

3 施策の体系

「社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」に向けて、施策を推進するにあたり、1で掲げた「4つの基本方針」と2で掲げた「6つの重点課題」の下、「犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援」と「社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成」の2つを施策の方向性として掲げ、各種施策を推進していきます。

【体系図】



第4章 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

方向性① 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援

1 支援推進体制の整備と充実

(1) 総合的な支援体制の整備（条例第9条）

○現状と課題

- ・犯罪被害者等が直面する問題は多岐に渡っており、被害を受けた直後から再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、犯罪被害者等の状況に応じた適切な支援を迅速かつ途切れることなく継続していくためには、県における支援の充実に加え、国・市町村・民間支援団体・弁護士会等がそれぞれ実施する取組を効果的につなげていくことが課題となっています。
 - ・大規模な事件・事故（おおむね死者5名以上又は死傷者10名以上）が発生した場合の支援体制の整備が課題となっています。
 - ・性犯罪・性暴力被害については、警察による各種支援に加えて、警察への届出を躊躇^{ちゅうちよ}している方も同様の支援が受けられるよう、平成29年10月から、性犯罪・性暴力被害者に対する総合的な支援を提供する「ワンストップ支援センター」を中心とした支援体制がスタートしました。県では、ちさと及びCVSの2団体をワンストップ支援センターに位置付け、両団体において、心身の負担軽減と健康回復をサポートするための電話相談、面接相談、カウンセリング、法律相談、医療支援などを行っています。
- 令和2年6月に国から出された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」⁶にもあるとおり、性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷付け、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることが多いこと、また加害者の7～8割が顔見知りであるとの調査結果もあり、被害を他人には言えない状況があると言われていています。被害の潜在化を防ぐためにも、ワンストップ支援センターに関する広報啓発を実施するとともに、外国人・障害者・男性・セクシャルマイノリティなど誰もが相談しやすい体制の整備が課題となっています。

○取組の基本方向

- ・県では、「被害を受けたときから途切れることのない支援」を行うため、令和元年度から犯罪被害者支援コーディネーターを配置していますが、その役割の強化や増員により、支援体制や支援内容の充実を図るとともに、国・市町村・民間支援団体・弁護士会等の関係機関の連携を更に強化し、個人の尊厳を尊重した上で、犯罪被害者等の同意のもと、一人ひとりの状況に応じて、必要な支援が実施可能な機関に迅速につなげるように努めます。また、外部機関との協議会における意見交換や情報提供等により、犯罪被害者等支援や広報啓発の充実に努めます。

⁶ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」：資料集参照

- ・大規模な事件・事故（おおむね死者5人以上又は死傷者10名以上）に対応できるよう、緊急時の支援体制を整備します。
- ・性犯罪・性暴力被害については、ワンストップ支援センターにおける支援内容の充実を検討します。また、被害が潜在化しないよう、相談窓口の広報啓発を強化するとともに、誰もが相談しやすい体制の整備を図ります。更に、被害者が適切な支援を受けられるよう、協議会や医療従事者連絡会等において関係機関の連携を強化します。

○具体的な取組

①県内部における推進・連携体制

施策名	施策概要	担当課
【重点】犯罪被害者支援コーディネーターの充実	「犯罪被害者支援コーディネーター」について、その役割の強化や増員により、支援体制や支援内容の充実を図るとともに、「犯罪被害者支援コーディネーター」を中心とした県、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関の連携を強化して、犯罪被害者等一人ひとりの状況に応じた適切な支援を提供できるように努めます。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
総合的対応窓口の設置及び庁内関係機関の連携強化	環境生活部くらし安全推進課内に総合的対応窓口を設置するとともに、保健所や児童相談所等の庁内関係機関に「犯罪被害者等支援連絡員」を配置しています。 連絡会議の開催などにより、庁内関係機関相互の連携を強化し、総合的かつ効果的な犯罪被害者等支援に取り組みます。	環境生活部 くらし安全推進課
警察による支援体制の強化	犯罪被害者等に対し、病院や裁判所等への付添い支援、千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム（Active Counselor Team、通称ACT（アクト））による電話、面接相談、医療支援や一時避難のための費用に関する公費負担、再被害防止・保護などの支援を実施しています。 県警本部犯罪被害者支援室員及び所属長から指定された犯罪被害者支援要員の効果的かつ効率的な運用を図ることで、事件直後から犯罪被害者等が必要とする支援活動を積極的に推進するとともに、関係部門及び関係機関・団体との連携を図り、体制の強化を図ります。	県警本部 警務課

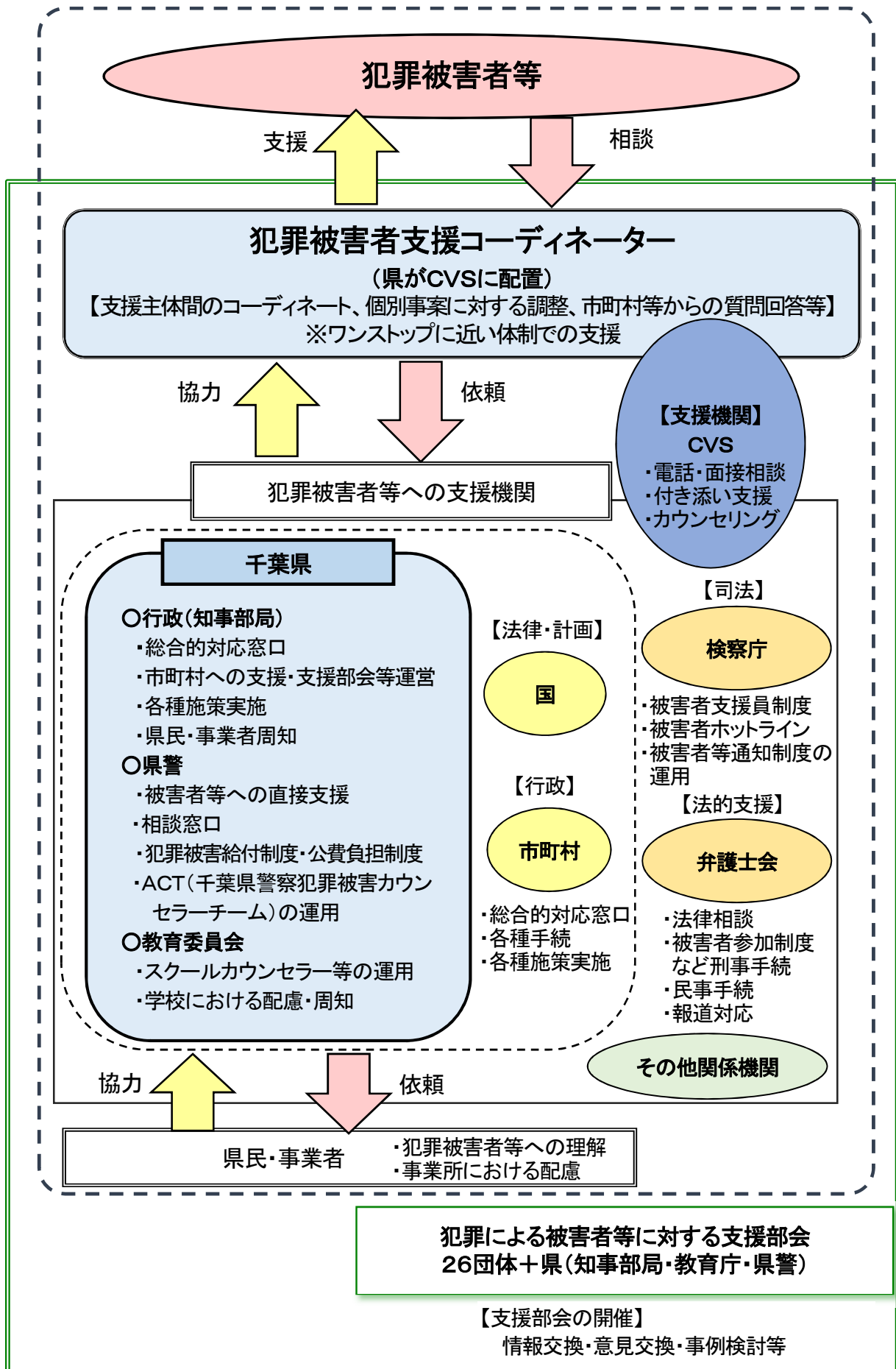
②外部機関との連携体制

施策名	施策概要	担当課
【重点】犯罪被害者支援コーディネーターの充実（再掲）	「犯罪被害者支援コーディネーター」について、その役割の強化や増員により、支援体制や支援内容の充実を図るとともに、「犯罪被害者支援コーディネーター」を中心とした県、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関の連携を強化して、犯罪被害者等一人ひとりの状況に応じた適切な支援を提供できるように努めます。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
【重点】緊急支援体制の整備	各関係機関の役割分担や情報共有に関する事など、緊急時の総合的な体制整備を図ります。	県警本部 警務課
犯罪による被害者等に対する支援部会による関係機関の連携強化	犯罪被害者等に対する支援と理解を促進するために、千葉県安全安心まちづくり推進協議会 ⁷ の中に関係機関を構成員とする「犯罪による被害者等に対する支援部会」 ⁸ を設置しています。 犯罪被害者等支援に関する情報交換・意見交換を通じ、支援の充実をはじめ、各種施策の効果的な推進や広報啓発などに努めます。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
千葉県弁護士会との連携強化	犯罪被害者等が法的支援を希望する場合、速やかに犯罪被害者等支援に精通した弁護士につなげるよう、千葉県弁護士会との連携を強化します。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
署被害者支援連絡協議会による関係機関の連携強化	署被害者支援連絡協議会を定期的を開催するとともに、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握した総合的な支援を行うため、同協議会が保有する資源を効果的に活用し、必要な支援体制の確立と連携強化に努めます。	県警本部 警務課

⁷ 「千葉県安全安心まちづくり推進協議会」：適切な役割分担の下に相互に協働して行う安全で安心なまちづくりのための活動を全県的に推進することによって、安全で安心な明るい千葉県を実現することを目的とし、県、市町村、県民、自治会及び事業者等の66団体（令和3年12月末現在）を構成員として平成16年7月に設立した。

⁸ 「犯罪による被害者等に対する支援部会」：犯罪被害者等に対する支援と理解を促進するために、千葉県安全安心まちづくり推進協議会の中に、行政、司法・医療・福祉・経済団体等の29団体（令和3年12月末現在）を構成員として平成16年7月に設置した。

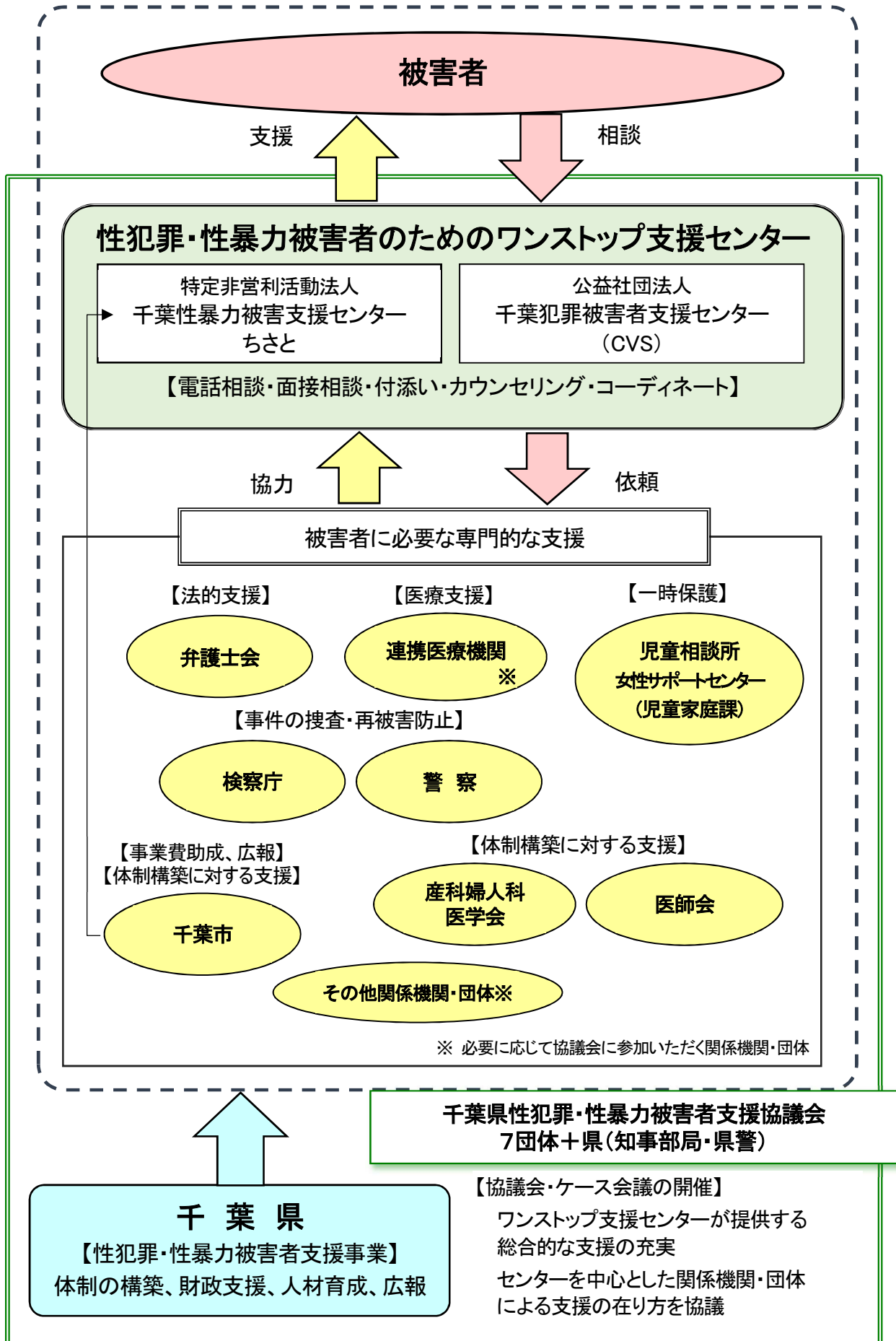
千葉県の犯罪被害者等支援に関する主な支援体制



③ 性犯罪等被害者に対する支援体制

施策名	施策概要	担当課
<p>【重点】性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける支援の充実</p>	<p>ワンストップ支援センターである、ちさととCVSにおいて、被害者の方の心身の負担軽減と健康回復をサポートするための電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談などの支援を実施しています。</p> <p>今後は、女性だけではなく、外国人・障害者・男性・セクシャルマイノリティなど誰もが相談しやすい体制整備に向けた支援に努めます。</p>	<p>環境生活部 くらし安全推進課</p>
<p>【重点】警察における性犯罪等被害者に対する支援</p>	<p>性犯罪等被害者に対し、病院や裁判所等への付添い支援、千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム（<u>A</u>ctive <u>C</u>ounselor <u>T</u>eam、通称ACT（アクト））による電話、面接相談、医療支援や一時避難のための費用に関する公費負担、再被害防止・保護などの支援を実施しています。</p> <p>また、性犯罪被害相談電話（#8103）では、相談者の希望により、女性警察官による対応をするなど、相談しやすい環境の整備に努めます。</p>	<p>県警本部 警務課</p>
<p>千葉県性犯罪・性暴力被害者支援協議会・ケース会議の開催</p>	<p>関係機関で構成する協議会において、被害者支援の体制の充実等について協議し、連携を強化します。</p> <p>また、協議会の中に設けている「ケース会議」において、ワンストップ支援センター及び県が個別事案に対する支援の調整を行います。</p>	<p>環境生活部 くらし安全推進課</p> <p>県警本部 警務課</p>
<p>医療従事者連絡会の開催</p>	<p>県内の7つの医療機関において、被害直後の診療や避妊措置、感染症予防、証拠採取などの医療支援を実施する体制を構築しています。</p> <p>各連携医療機関において適切な医療支援が行えるよう、各連携医療機関の医師・看護師等を対象とした連絡会を開催し、医療支援の説明に加えて、被害者対応についても意見交換を行います。</p>	<p>環境生活部 くらし安全推進課</p>

千葉県の性犯罪・性暴力被害者に対する主な支援体制（警察への届出以外）



(2) 市町村に対する支援（条例第10条）

○現状と課題

- ・ 犯罪被害者等支援にあたり、育児・介護などの福祉サービス、保健医療の助成などの県民向けのサービスや各種手続きのための窓口を持つ市町村の役割は重要です。
- ・ 本県の全市町村において、犯罪被害者等支援に係る「総合的対応窓口」を設置しているところではあります。
- ・ 犯罪被害者等が県内のどの市町村に住んでいても同様の支援が受けられるよう、市町村が取り組む犯罪被害者等支援の充実が求められています。

○取組の基本方向

市町村における犯罪被害者等支援の実施にあたり、窓口における犯罪被害者等に対するプライバシー等の配慮や犯罪被害者等も利用できる育児・介護を始めとした既存の施策との連携等について、会議や研修会等で周知を図るとともに、犯罪被害者支援コーディネーターを通じて必要な情報の提供や助言などを行います。

○具体的な取組

①市町村が取り組む犯罪被害者等支援に対する支援

施策名	施策概要	担当課
【重点】犯罪被害者等支援に関する情報の提供等の支援	市町村の窓口における犯罪被害者等への配慮や市町村の持つ既存の住民サービスとの有機的な連携など、犯罪被害者等支援に必要な情報の提供等の支援を実施します。 また、被害者支援施策担当課長会議等も活用し、犯罪被害者等支援を目的とした条例に関する情報提供などを実施します。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
【重点】犯罪被害者支援コーディネーターの充実（再掲）	「犯罪被害者支援コーディネーター」について、その役割の強化や増員により、支援体制や支援内容の充実を図るとともに、「犯罪被害者支援コーディネーター」を中心とした県、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関の連携を強化して、犯罪被害者等一人ひとりの状況に応じた適切な支援を提供できるように努めます。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
担当者向け研修会の実施	市町村の窓口対応職員を対象として、犯罪被害者等や弁護士による講演を行うほか、二次的被害の防止を含めた犯罪被害者等への適切な対応を行うため、グループワークやロールプレイを取り入れた実践的な内容の研修会を開催し、各機関の連携の強化と職員の資質向上を図ります。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課

(3) 民間支援団体に対する支援（条例第11条）

○現状と課題

- ・民間支援団体は、犯罪被害者等に対して、面接・電話相談、病院・警察・裁判所などへの付添い支援、カウンセリングなどの支援を実施しており、犯罪被害者等支援における重要な役割を担っています。
- ・民間支援団体において、犯罪被害者等支援を実施する人材の確保・育成は重要ですが、後継者の育成が課題となっています。

○取組の基本方向

民間支援団体の犯罪被害者等支援がより効果的になるよう、必要な支援を実施するとともに、人材の確保・育成に向けた取組を実施します。

○具体的な取組

①民間支援団体に対する支援の充実

施策名	施策概要	担当課
【重点】民間支援団体における人材の確保・育成	県民向けの犯罪被害者支援員養成講座を開催するとともに、より多くの県民に受講してもらえるように効果的な広報啓発を実施します。 また、民間支援団体が実施する支援員育成のための研修会等において、講師として職員を派遣します。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
【重点】犯罪被害者支援コーディネーターの充実（再掲）	「犯罪被害者支援コーディネーター」について、その役割の強化や増員により、支援体制や支援内容の充実を図るとともに、「犯罪被害者支援コーディネーター」を中心とした県、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関の連携を強化して、犯罪被害者等一人ひとりの状況に応じた適切な支援を提供できるように努めます。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
民間支援団体の取組に対する支援	民間支援団体の取組に対し、犯罪被害者等支援に必要な情報提供を始めとした必要な支援を行います。 また、民間支援団体について、広く県民や事業者にも認知してもらえるよう、広報啓発を行います。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
警察から犯罪被害者等早期援助団体への適切な情報提供	犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害の概要に関する情報を提供することで、犯罪被害者等が犯罪被害者等早期援助団体による支援を受けやすくなるよう努めます。	県警本部 警務課

(4) 人材の育成（条例第12条）

○現状と課題

- ・ 犯罪被害者等支援に従事する県・市町村職員や民間支援団体の支援員は、犯罪被害者等のそれぞれの具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、一人ひとりの事情に応じた適切な支援を行うことが重要です。また、民間支援団体において、犯罪被害者等支援に従事する人材の確保が課題となっています。
- ・ 犯罪被害者等支援に従事する者が、支援に従事することにより、犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受ける、いわゆる代理受傷の可能性があります。

○取組の基本方向

- ・ 犯罪被害者等支援に従事する県・市町村職員に対し、窓口において二次的被害の防止を含めた犯罪被害者等へ適切な対応方法等の研修を実施します。また、民間支援団体における人材確保や育成に対して必要な支援を行います。
- ・ 犯罪被害者等支援に従事する者の代理受傷を防ぐため、研修の実施等の必要な施策を行います。

○具体的な取組

①犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成

施策名	施策概要	担当課
【重点】民間支援団体における人材の確保・育成（再掲）	県民向けの犯罪被害者支援員養成講座を開催するとともに、より多くの県民に受講してもらえるように効果的な広報啓発を実施します。 また、民間支援団体が実施する支援員育成のための研修会等において、講師として職員を派遣します。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
県職員・市町村職員向け研修会の実施	県・市町村の窓口対応職員を対象として、犯罪被害者等や弁護士による講演を行うほか、二次的被害の防止を含めた犯罪被害者等への適切な対応を行うため、グループワークやロールプレイを取り入れた実践的な内容の研修会を開催し、各機関の連携の強化と職員の資質向上を図ります。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
警察職員に対する研修等の実施	犯罪被害者支援要員や捜査に従事する警察職員を対象として、犯罪被害者等支援の意義、犯罪被害者等への二次的被害の防止など犯罪被害者等への適切な対応を確実にを行うための研修等を実施し、職員の資質向上を図ります。	県警本部 警務課

②犯罪被害者支援に従事する人材の受傷対策

施策名	施策概要	担当課
【重点】民間支援団体における支援員の受傷対策への支援	民間支援団体の支援員の代理受傷を防止するため、講師の派遣等の支援を実施します。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
警察職員の受傷対策	犯罪被害者支援要員や捜査に従事する警察職員を対象として、職員の代理受傷について研修等を実施します。 また、必要に応じて、ACTによるカウンセリングを実施します。	県警本部 警務課

2 犯罪被害者等に対する支援の充実

(1) 相談・情報の提供（条例第14条）

○現状と課題

- ・犯罪被害者等は、被害に遭った直後から、精神的に大きなショックを受け、混乱している中で、様々な対応を求められることとなります。
- ・県が行った世論調査によると、犯罪被害者等支援は県民の間で十分認知されているものとは言いがたい状況にあります。
- ・県内に在住する外国人は、外国人技能実習制度の拡充や留学生の受入れ促進等を背景として年々増加していますが、日本語によるコミュニケーション能力や日本の法制度に関する知識等が十分でない外国人が犯罪のターゲットにされる可能性があります。

○取組の基本方向

- ・いざという時に犯罪被害者等が一人ひとりの事情に応じた適切な支援を迅速に受けられるように、犯罪被害者等支援について日頃から広く県民が認知している必要があることから、総合的対応窓口を始めとした各種相談窓口を明確にするとともに、相談があった際は、必要な支援を提供している窓口を紹介するなどの情報の提供及び助言を行います。また、犯罪被害者等が早期に法的支援を受けるきっかけとなるよう、千葉県弁護士会と連携し、新たに弁護士による法律相談を実施します。
- ・外国人が被害に遭った場合の支援を実施します。

○具体的な取組

①相談体制の充実

施策名	施策概要	担当課
総合的対応窓口の設置及び庁内関係機関の連携強化（再掲）	環境生活部くらし安全推進課内に総合的対応窓口を設置するとともに、保健所や児童相談所等の庁内関係機関に「犯罪被害者等支援連絡員」を配置しています。 連絡会議の開催などにより、庁内関係機関相互の連携を強化し、総合的かつ効果的な犯罪被害者等支援に取り組みます。	環境生活部 くらし安全推進課
【重点】弁護士による法律相談の実施	千葉県弁護士会と連携し、法的支援を必要としている犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に精通した弁護士による無料法律相談を実施します。	環境生活部 くらし安全推進課

施策名	施策概要	担当課
【重点】性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談	ワンストップ支援センターである、ちさととCVSにおいて、被害者の方の心身の負担軽減と健康回復をサポートするための電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談などの支援を実施します。	環境生活部 くらし安全推進課
交通事故相談所における相談	交通事故被害者に対し、専任相談員による損害賠償請求や示談交渉などの様々な交通事故相談を実施します。また、臨床心理士による心のケアに関する相談も実施します。	環境生活部 くらし安全推進課
消費者相談	消費者センターにおいて、消費生活や多重債務、個人情報保護などに関して、消費者からの相談に対応します。	環境生活部 くらし安全推進課
県警における相談窓口	性犯罪被害相談電話（#8103）、警察相談電話（#9110）、ヤング・テレホン（0120-783497）による電話相談窓口や相談サポートコーナー、少年センターを設置し、犯罪被害者等の相談・支援を行います。	県警本部 警務課
千葉県外国人相談窓口	県内在住の外国人が安全で安心な生活を送ることができるよう、多言語による相談が可能な相談窓口を運営し、生活全般の相談に応じるほか、弁護士や行政書士による外国人向け専門相談を実施します。	総合企画部 国際課
男女共同参画センター相談事業	女性及び男性の悩みや問題の全般的な相談を実施します。	総合企画部 男女共同参画課
DV被害に関する相談	女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターを県の配偶者暴力相談支援センターに位置付け、緊急避難や自立した生活に向けての助言などの相談を実施します。	健康福祉部 児童家庭課
児童虐待に関する相談、児童虐待の通告	児童相談所において、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、児童や保護者などからの相談に対応します。	健康福祉部 児童家庭課

施策名	施策概要	担当課
千葉県精神保健福祉センターにおける電話相談	心の健康、精神疾患及び精神科医療、依存症など精神保健福祉全般に関する電話相談等を実施します。	健康福祉部 障害者福祉推進課
保健所（健康福祉センター）における相談	県内 13 箇所の保健所（健康福祉センター）において、精神保健福祉相談（心の健康、精神保健福祉に関する相談）を行います。	健康福祉部 障害者福祉推進課
千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）における相談	ニート、引きこもり、不登校など困難を有するおおむね 40 歳未満の子ども・若者及びその家族からの相談に対応します。	環境生活部 県民生活・文化課
千葉県労働相談センターにおける相談	賃金不払い、解雇、職場における労働問題全般についての相談、職場の人間関係などに伴うメンタルヘルスの相談を実施します。	商工労働部 雇用労働課
千葉県精神科医療センターにおける相談	精神科救急医療の受診に関する相談を実施します。	病院局 経営管理課
スクールカウンセラー ⁹ ・スクールソーシャルワーカー ¹⁰ の配置	犯罪被害を含む、支援を必要とする児童生徒に対し、スクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、関係機関との連携など、子どもやその保護者への相談支援の充実を図ります。	教育庁 児童生徒課
子どもと親のサポートセンターにおける相談	学校生活に関すること、心や身体のことなど、犯罪被害を含む個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、相談活動を通じて支援・援助を行います。また、中高生を対象として、SNS相談を実施します。	教育庁 児童生徒課

⁹ 「スクールカウンセラー」：学校における教育相談体制の充実・強化を図るために公認心理師・臨床心理士等、心理臨床の専門的な知識・経験を有し、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等の助言・援助を行う専門家である。

¹⁰ 「スクールソーシャルワーカー」：児童生徒の問題状況に応じて、家庭や学校、医療・福祉等の関係機関との連絡調整を行い、関係機関との連携を通じ、児童生徒の問題解決を支援していく教育・福祉の専門家である。

②情報提供の充実

施策名	施策概要	担当課
犯罪被害者等への情報提供	<p>県、市町村、関係団体等の犯罪被害者等の相談窓口を掲載したポスターやリーフレットの作成、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターのポスターやリーフレットなどを作成し、県関係機関、市町村、学校、病院等に配架する等積極的な周知を行います。</p> <p>また、関係機関において実施している支援等についても、犯罪被害者等に対し情報提供を行います。</p>	<p>環境生活部 くらし安全推進課</p> <p>県警本部 警務課</p>
外国人の犯罪被害者等への支援	<p>外国人向け「被害者の手引」(9言語)、ステッカー及びDV対策用リーフレット(10言語)を作成し、ホームページへの掲載や警察署での配布等により、外国人の犯罪被害者等への情報提供を行います。</p> <p>また、必要に応じて通訳を手配するとともに、警察職員への外国語研修等を推進し、日本語によるコミュニケーション能力が十分でない外国人に対する対応力を強化します。</p>	<p>県警本部 警務課</p>
犯罪被害者連絡制度	<p>犯罪被害者等に対し、被害者支援要員が「被害者の手引」等を活用した刑事手続や支援制度等を説明します。</p> <p>また、捜査状況、犯人の検挙状況、逮捕した犯人の処分状況について、適切に情報提供を行います。</p>	<p>県警本部 警務課</p>

(2) 損害回復・経済的支援等

○現状と課題

- ・犯罪被害者等は、直接的な被害として、生命や財産、金品を失い、あるいは傷害を負う上に、その後に待ち受ける治療、警察や検察による事情聴取、裁判への参加・傍聴に対応するため、医療費や交通費、裁判費用といった支出の増加や休職、退職による収入の減少という経済的な問題にしばしば直面します。とりわけ犯罪被害者が家計を維持している場合、残された家族にとって、この問題はより深刻なものとなります。
- ・犯罪の発生現場が自宅であった場合や加害者が近隣住民や同居人である場合、犯罪被害者等が安心して居住できる場所を確保することが求められます。

○取組の基本方向

- ・犯罪被害者等が犯罪被害から早期に回復し、生活を再建できるよう、新たに見舞金制度の導入や無料法律相談を実施するとともに、生活支援、居住や雇用の安定、経済的負担の軽減、損害賠償請求のそれぞれについて、きめ細やかに支援を行います。

○具体的な取組

①経済的負担の軽減（条例第18条）

施策名	施策概要	担当課
【重点】新たな経済的支援の実施	被害直後からの様々な経済的負担を早期に軽減するため、見舞金制度を創設します。	環境生活部 くらし安全推進課
【重点】弁護士による法律相談の実施（再掲）	千葉県弁護士会と連携し、法的支援を必要としている犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に精通した弁護士による無料法律相談を実施します。	環境生活部 くらし安全推進課
【重点】性犯罪等被害者のための医療費支援・カウンセリング、弁護士相談の支援	性犯罪・性暴力被害者のためのワントップ支援センターにおける治療や検査等の医療支援、カウンセリングや弁護士相談に対して支援を行います（県警の公費負担制度対象者を除く。）。	環境生活部 くらし安全推進課
交通遺児激励事業	県内の小中学校等に通学する交通遺児に対し、激励品を贈呈します。	環境生活部 くらし安全推進課

施策名	施策概要	担当課
犯罪被害給付制度 ¹¹ ・ 国外犯罪被害弔慰金 等支給制度 ¹² の周知	犯罪被害者等給付制度・国外犯罪被害弔慰金等 支給制度についての周知を徹底するとともに、 対象事案を把握し、犯罪被害者等に分かりやすく 説明します。	県警本部 警務課
公費負担制度による 支援	犯罪被害者等に対し、治療や検査等の一部を 公費で負担します。	県警本部 警務課

②日常生活の支援（条例第15条）

施策名	施策概要	担当課
被害者支援要員制度	被害者支援要員が、事件発生直後から犯罪被害 者等への付添い、指導、助言、情報提供等を実施 します。	県警本部 警務課
公費負担制度（ハウスクリーニング等）による 支援	自宅などにおける犯罪で、簡易的な清掃では 取り除くことの出来ない汚損や異臭などを専門の 清掃業者によりハウスクリーニングをする場合に、 その費用を公費で負担します。	県警本部 警務課
DV被害者の自立に 向けた支援	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV 被害者の自立に向けた様々な問題について、本人 の意思や状況に応じて必要な情報を提供し、市町 村や関係機関が行う支援につなげていきます。	健康福祉部 児童家庭課

¹¹ 「犯罪被害給付制度」：殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるよう支援するもの。申請する人の地元の警察本部または警察署に申請する。（警察庁HPより）

¹² 「国外犯罪被害弔慰金等支給制度」：日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給するもの。申請する人の地元の警察本部または地元の領事館に申請する。（警察庁HPより）

③居住の安定（条例第16条）

施策名	施策概要	担当課
公費負担制度による支援（ハウスクリーニング、一時避難措置費用）	自宅などにおける犯罪で、簡易的な清掃では取り除くことの出来ない汚損や異臭などを専門の清掃業者によりハウスクリーニングをする場合の費用や犯人等から危害を加えられる恐れがある場合にホテル等へ避難する際の宿泊費用を公費で負担します。	県警本部 警務課
DV被害者の自立に向けた支援（再掲）	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の自立に向けた様々な問題について、本人の意思や状況に応じて必要な情報を提供し、市町村や関係機関が行う支援につなげていきます。	健康福祉部 児童家庭課
県営住宅への入居に係る配慮	県営住宅において、犯罪被害者等やDV被害者に対し、抽選倍率の優遇や単身入居を可能とする入居要件の緩和を行います。	県土整備部 住宅課

④雇用の安定（条例第17条）

施策名	施策概要	担当課
事業者への広報・啓発	「千葉県安全安心まちづくり推進協議会総会」、「犯罪による被害者等に対する支援部会」、「署犯罪被害者連絡協議会」等の様々な機会を通じて、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性、二次的被害についての理解、犯罪被害者等の被害回復のための休暇（法定外休暇）の導入など普及啓発します。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
千葉県ジョブサポートセンターにおける就業支援	主に子育て中の女性や中高年齢者を対象に、ハローワークと連携して、生活就労相談から職業相談、職業紹介等、再就職に向けた総合的なサービスを提供します。	商工労働部 雇用労働課
ジョブカフェちばにおける就業支援	就職を希望する若者を対象に、キャリアカウンセラーによる個別相談や就職に役立つ各種セミナーなど、総合的な就職支援サービスをワンストップで提供します。	商工労働部 雇用労働課

施策名	施策概要	担当課
ちば地域若者サポートステーションにおける就業支援	就職に向けた取組みへの意欲が認められる、15歳から49歳までの若年無業者等を対象に、職業的自立に向け支援します。	商工労働部 雇用労働課
働き方改革に取り組む企業の登録制度	ワーク・ライフ・バランスや働き方改革、特別な休暇制度（法定外休暇）の導入等に取り組む企業を登録し、登録企業の取組内容などを県ホームページ等で広く紹介することにより、県内企業の取組の促進を図ります。	商工労働部 雇用労働課

⑤損害賠償請求に関する支援（条例第19条）

施策名	施策概要	担当課
【重点】弁護士による法律相談の実施（再掲）	千葉県弁護士会と連携し、法的支援を必要としている犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に精通した弁護士による無料法律相談を実施します。	環境生活部 くらし安全推進課
交通事故相談所における支援	交通事故被害者に対し、専任相談員による損害賠償請求や示談交渉などの様々な交通事故相談を実施します。	環境生活部 くらし安全推進課
県警における支援	犯罪被害者等に対し、損害賠償命令制度等の案内や犯罪被害者等支援に精通した弁護士の紹介を行います。	県警本部 警務課

(3) 精神的・身体的被害の回復、防止

○現状と課題

- ・ 犯罪被害者等が受けた精神的・身体的被害は計り知れないものがあり、その後の生活に長期にわたって影響を及ぼすこととなります。
- ・ 犯罪被害者等が受ける被害は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、偏見に基づく又は理解、配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等によっても、精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失を被ることがあります。

○取組の基本方向

犯罪被害者等が精神的・身体的被害から早期に回復できるよう、一人ひとりの犯罪被害者等の置かれた状況に応じて、医療、カウンセリング、安全の確保といった支援を適切に行います。

○具体的な取組

①保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第20条）

施策名	施策概要	担当課
【重点】性犯罪等被害者のための医療費・カウンセリング支援	性犯罪・性暴力被害者のためのワントップ支援センターにおける治療や検査等の医療支援やカウンセリングに対する支援を行います（県警の公費負担制度対象者を除く。）。	環境生活部 くらし安全推進課
交通事故相談所の運営	交通事故被害者に対し、臨床心理士による心のケアに関する相談を実施します。	環境生活部 くらし安全推進課
千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム（ACT）によるカウンセリング	公認心理師、臨床心理士等の資格を有する警察職員（ACT）を積極的に活用し、犯罪被害者等の要望に応じて、カウンセリングを実施します。	県警本部 警務課
公費負担制度（カウンセリング等）による支援	犯罪被害に遭った精神的ショック等の軽減を図るため、犯罪被害者等が医療機関等においてカウンセリング等を要望する場合には、その費用を公費で負担します。	県警本部 警務課
障害者総合支援法に基づく自立支援医療費（精神通院医療）による医療費助成	精神疾患を有する方に対し、通院医療費の一部を公費で負担します。	健康福祉部 障害者福祉推進課

②安全の確保（条例第13条）

施策名	施策概要	担当課
公費負担制度（一時避難措置）	<p>自宅が犯罪行為の現場となったり、犯人等から危害を加えられる恐れがある犯罪被害者等が、一時的にホテル等に避難する場合に、その宿泊費を公費で負担します。</p>	<p>県警本部 警務課</p>
犯罪被害者に関する情報の保護	<p>犯罪被害者の氏名の公表等、犯罪被害者等の意見と報道の自由等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。</p> <p>また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報提供を行うように努めます。</p>	<p>県警本部 警務課</p>
子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の運用	<p>13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、警察庁を通じて法務省から情報提供を受け、県警においてその所在確認を実施するほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じます。</p>	<p>警察本部 警務課</p>
再被害防止措置	<p>同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等に、再被害防止に資する情報提供を適切に行うとともに、必要に応じて緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講じます。</p>	<p>県警本部 警務課</p>
	<p>再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等がその責任を自覚することや犯罪被害者等の心情を理解すること、自ら社会復帰のための努力をしていくことが重要であるとの認識の下に、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう、犯罪被害者等に対する十分な配慮をもって行います。</p>	<p>健康福祉部 健康福祉指導課</p>

施策名	施策概要	担当課
DV被害者に対する安全確保と一時保護体制の充実	<p>女性サポートセンターにおいて、ケースワーカー、心理判定員、医師、看護師、保育士等が連携して対応することにより、被害者一人ひとりの状況に応じて心身の安定や自立に向けた支援を実施します。</p> <p>また、被害者の安全確保を図るため、被害者の状況に応じて民間シェルター等に一時保護を委託します。</p>	健康福祉部 児童家庭課
児童虐待への対応	<p>児童相談所において、緊急に子どもの安全確保が必要な場合や虐待を受けた子どもの行動観察などを行うために子どもを一時保護するなど、専門家や様々な機関と協力し、それぞれの子どもと家庭に必要な支援につなげます。</p> <p>また、家庭の問題を解決するのに時間がかかる場合は、里親、ファミリーホームへの委託や、児童養護施設等への入所等の措置などを行い、子どもの安全の確保を図ります。</p>	健康福祉部 児童家庭課
青少年ネット被害防止対策事業	<p>青少年がインターネット上のトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、ネットパトロールを実施します。特に問題のある書き込みを発見した場合、学校を通じて指導・削除等を行います。</p>	環境生活部 県民生活・文化課

方向性② 社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成

3 県民・事業者の理解促進への取組（条例第 21 条）

（1）県民・事業者に対する広報・啓発

○現状と課題

- ・犯罪被害者等に関する法令や犯罪被害者等支援について県民の認知度が低い傾向にあります。犯罪被害者等は周囲の人々の心無い言動によって傷つくこともあります。反面、周囲の人々のほんの少しの気遣いや理解が大きな支えとなり、立ち直るきっかけにもなります。
- ・被害後の相談先に関する認知度も低いことから、被害直後から必要な機関、支援につながるができるよう、相談先の認知度を高めていくことが課題となっています。

○取組の基本方向

- ・犯罪被害者等が置かれている立場や犯罪被害者等支援について、広く県民に周知するため、犯罪被害者週間や被害者支援関連行事等を通じ、広報啓発物の配布をするなど、あらゆる機会を通じた啓発活動に取り組みます。
- ・幅広い年代の方々の理解を促進すべく、SNSなどを活用した、効果的な広報啓発について検討します。
- ・相談者や相談を受ける市町村職員等の道標となるよう、相談分野ごとに区分けして掲載した相談窓口のご案内ポスターやリーフレットを作成し、市町村や関係機関等に配布します。

○具体的な取組

①県民・事業者への効果的な広報・啓発の実施

施策名	施策概要	担当課
【重点】相談窓口等に関する広報・啓発の実施	県ホームページへの掲載、ポスター、広報誌等を始めとして、関係機関と連携した広報・啓発活動の充実を図ります。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課
【重点】性犯罪・性暴力被害に関する学校教育における周知	性犯罪・性暴力被害の現状や被害を生まないためにすべきことと併せ、被害に遭った場合のワンストップ支援センター等の相談先を周知するなど、被害者にも加害者にも傍観者にもならない社会づくりに資することを目的に、高校生等を対象とした「性犯罪・性暴力被害者支援に関する出前講座」を実施します。	環境生活部 くらし安全推進課

施策名	施策概要	担当課
犯罪被害者週間における周知	国の犯罪被害者週間に併せ、「千葉県民のつどい」を開催するなど、広く県民に犯罪被害者等支援の必要性を伝えます。	環境生活部 くらし安全推進課
安全安心まちづくり推進協議会を通じた周知	安全安心まちづくり推進協議会や犯罪による被害者等に対する支援部会を通じて、広報啓発を実施します。	環境生活部 くらし安全推進課
署犯罪被害者支援連絡協議会における周知	地方公共団体職員や有識者等から構成員とする警察署犯罪被害者連絡協議会を開催し、犯罪被害者等支援に関する情報提供等を実施します。	県警本部 警務課
中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」及び作文コンクールの開催	犯罪被害者遺族等が講演者となり、命の大切さを直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ教室」や作文コンクールを中学校、高等学校等において開催します。	県警本部 警務課
人権問題研修会支援事業の実施	地域・企業・NPO 法人等の団体・行政機関等が犯罪被害者を含む人権をテーマとした研修会、講演会等を開催するに当たり、効果的な研修が実施できるよう、目的や対象者に合わせた適切な講師を派遣します。	健康福祉部 健康福祉政策課
DV防止に関する広報・啓発	DV相談カードの配置やDV防止キャンペーンの実施等により相談窓口等について県民への広報啓発を行います。	健康福祉部 児童家庭課
子ども虐待防止地域力強化事業	児童虐待に対する意識の啓発や児童虐待の通告先の周知を図るため「オレンジリボンキャンペーン」などの広報・啓発活動を、年間を通じて実施します。	健康福祉部 児童家庭課
学校教育における周知	学校人権教育研究協議会等の開催、学校人権教育指導資料の刊行を通じ、犯罪被害者を含む人権について教員や児童生徒に対し周知します。	教育庁 児童生徒課

【国】

1 犯罪被害者等基本法

平成十六年法律第百六十一号

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗^{ちやく}状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
 - 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則〔平成二六年六月二五日法律第七九号〕 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則〔平成二七年九月一日法律第六六号〕 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2 性犯罪・性暴力対策の強化の方針

令和2年6月11日

性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

はじめに

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたる重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。平成29年の刑法一部改正法附則第9条¹により、政府として、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えることが求められていることを踏まえ、法務省において令和2年3月に性犯罪の実態に関する調査研究等の結果が取りまとめられた²ところであり、また、被害に遭われた方や支援団体等が声を上げ、熱心に活動に取り組むなど、性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運が高まってきている。

性犯罪・性暴力の根絶は、待ったなしの課題である。その根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要があることを自覚し、令和2年度から4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていく。本方針は、その第一歩として位置付けられるものであり、関係府省が連携して取り組む政策・施策の検討や実施の具体的な方針や時期を示すものである。

本方針の取りまとめに当たっては、専門家や支援に携わる現場の方々的心声を十分に聴くべきとの問題意識から、性犯罪・性暴力の被害当事者や被害者支援団体、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会委員からも意見³を伺った。本方針に定められた取組の強化の検討・実施に当たっても、引き続き、関係者や有識者の意見を伺いながら、また、性犯罪・性暴力の以下のような特性⁴を十分に踏まえつつ、速やかに進めていくものとする。

- 性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷付け、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることが多いこと。レイプ被害者の半数程度がPTSDの症状を抱えるとも言われており、日常生活に深刻な影響を及ぼすこと。

¹ 刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）附則第9条 政府は、この法律の施行後3年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

² 性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書（令和2年3月）

³ 第105回女性に対する暴力に関する専門調査会（令和2年3月30日、書面審議）

⁴ 女性に対する暴力に関する専門調査会における意見、支援団体等からのヒアリング、「男女間における暴力に関する調査」報告書（平成30年3月内閣府男女共同参画局）、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書（令和元年度内閣府委託調査、令和2年3月公表）等を踏まえたもの。

- 被害者が勇気を出して相談しても、二次的被害が生じ、被害を誰にも話さなくなり、社会が被害の深刻さに気付かず、無知、誤解、偏見がそのまま温存されるといった悪循環に陥っている場合があること。
- 加害者の7～8割が顔見知りであるとの調査結果もあり、特に子供は、親、祖父母やきょうだい等の親族や、教師・コーチ、施設職員等、自分の生活を支えている人や友好的だと思っている人からの被害を受けることや、被害が継続することも多いところ、このような相手からの被害や、継続的な性被害を受けている最中である場合には、被害を他人には言えない状況があること。
- 同じ加害者による類似の性犯罪・性暴力事案が何度も繰り返される例が少ないこと。
- 障害者が被害を受けることが多い一方で、被害が潜在化しやすいという指摘があること。
- 男性やセクシュアルマイノリティが被害に遭った場合、被害を申告しにくい状況があること。

女性に対する暴力の根絶は、持続可能な開発目標（SDGs）の目標5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」のうち、ターゲット5.2に位置付けられているものであり、国際的な動向や諸外国の取組を幅広く把握するなど、国際的な連携も進めていく。また、性犯罪・性暴力被害者の支援の抜本的な強化は、「誰一人取り残さない社会」の実現のために不可欠な課題であり、子供の発達段階や被害者の多様性などに配慮したきめ細かな対応が必要である。

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

【法務省・関係省庁】

法務省では、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための刑事法の在り方を検討するため、被害当事者、被害者心理・被害者支援関係者、刑事法研究者、実務家で構成する「性犯罪に関する刑事法検討会」の第1回会議が令和2年6月4日に開催されたところである。法務省において取りまとめた「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書」（令和2年3月）で指摘された意見⁵も踏まえつつ、幅広く意見を伺いながら、性犯罪に厳正かつ適切に対処できるよう、速やかに、かつ丁寧に、検討を進め、検討結果に基づいて、所要の措置を講じる。

⁵ 報告書では、ヒアリング等における指摘事項として、「刑事実体法に関する事項」については、暴行・脅迫要件の撤廃・在り方、不同意性交罪の創設、地位・関係性利用類型の罪の創設・拡充、大量の飲酒や薬物の使用を明記するなど心神喪失・抗拒不能要件の明確化、障害者の特性に配慮した規定の創設、学校教職員等による生徒に対する犯罪など児童に対する性犯罪への対応、性交同意年齢の引上げ、男性やLGBTQの被害者への対応、配偶者間における性犯罪への対応、被害状況の撮影への対応などが、「刑事訴訟手続に関する事項」については、公訴時効制度の見直し、多機関連携による司法面接の実施・情報共有、司法面接の録音録画の証拠採用、障害がある被害者からの聴取における司法面接的手法の活用、起訴状における被害者の氏名秘匿制度の創設などが、「その他刑事手続の運用等に関する事項」については、早期の適切な証拠保全、捜査の初期における被害者への情報提供、被害者の心理等を踏まえた適切な事実認定、二次被害の防止のための配慮、保釈の判断の際の被害者の心情への配慮、適切な求刑、量刑などがそれぞれ記載されている。

刑事手続の運用の在り方に関しても、児童を被害者とする事案において従来から行っている代表者聴取（協同面接、いわゆる司法面接的手法を用いた事情聴取）の取組について、その対象を障害がある被害者にも拡大するなど、被害者に対する事情聴取の在り方をその供述の特性や心情等に配慮したものとする事、捜査に関する適切な情報提供をすること、処分の理由等について性犯罪被害者の心情に配慮した丁寧な説明をすること、被害の実態や被害者の心情を酌んだ求刑を行うことといった指摘を受けている。既に関係機関においては、代表者聴取を含め、適切な運用に努めてきたところ、前記のような指摘があることなどを踏まえ、被害者の事情聴取の在り方等について、より一層適切なものとなるような取組について更に検討し、適切な対処を行う。

刑事司法に関わる検察官等について、平成 29 年の刑法一部改正法における附帯決議等を踏まえ、各種研修において、「フリーズ」と呼ばれる症状を含め、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての研修を実施する。

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

【法務省】

（性犯罪者に実施しているプログラムの拡充）

刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している認知行動療法を活かした専門的プログラムの受講による再犯の抑止効果が確認されている⁶ことを踏まえ、プログラムの更なる拡充を検討する。

（出所者情報の把握等による新たな再犯防止対策の検討）

刑事施設において、地方公共団体の求めに応じて、子供を被害者とする性犯罪者に対する再犯防止施策を行うために必要な情報の提供を行っている事例があることを踏まえつつ、必要な体制ができた地方公共団体に対しては、出所者に関する情報を含め、必要な情報提供ができることを、法務省から地方公共団体に明示する。

また、仮釈放中の性犯罪者等にGPS機器の装着を義務付けること等について、2年程度を目途として、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を把握し、その結果も踏まえて所要の検討を行う。

⁶ 「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果」及び「保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果」（いずれも令和2年3月法務省発表）参照。

(被害届の即時受理の徹底)

【警察庁】

性犯罪に関して被害の届出がなされた場合には、被害者の立場に立ち、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除いて、即時に受理することを更に徹底する。また、被害届受理時の説明によって、被害者に警察が被害届の受理を拒んでいるとの誤解を生じさせることがないように、必要な指導を行う。

(捜査段階における二次的被害の防止)

【警察庁】

各都道府県警察の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を引き続き推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員として女性警察官等を指定し、被害者の精神的負担を緩和する。また、被害の申出がなされた際に、性犯罪被害に関する知見を有する警察官等が、被害者の心情に十分配慮した対応を取ることができるよう、警察官等を対象とした研修の充実等を図る。

(警察における相談窓口の周知や支援の充実)

【警察庁】

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103 (ハートさん)」については、国民への更なる周知を図る。このほか、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、必要な指導を行う。また、性犯罪被害者を含む犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料又はカウンセリング料を公費で負担する制度の適切な運用を図るよう、必要な指導を行う。

(被害者がワンストップ支援センターにつながるための体制の強化)

【内閣府】

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）は、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うために全ての都道府県に設置された組織であり、性暴力の被害者がワンストップ支援センターに速やかにつながる必要がある。

(1) ワンストップ支援センターの周知の徹底

全国共通の短縮番号によるナビダイヤルを令和2年10月までに導入し、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、積極的に広報を展開する。ナビダイヤルについては、令和4年度での通話料無料化の実現を目指して、検討を進める。あわせて、中学生・高校生に対してワンストップ支援センターの存在を周知するため、教育委員会や知事部局と連携して、広報資料の配布を推進する。さらに、地域の多様な機関への周知徹底を図ることにより、

当該機関に相談した被害者が、ワンストップ支援センターにつながるができるようにする。

(2) 多様な相談方法の提供

若年層が相談しやすくなるよう、SNS相談について令和3年度内からの通年実施に向けて、検討・準備を進める。現在、外出自粛や休校措置などにより子供がSNSに触れる機会が増え、性暴力や性被害につながる懸念されていることから、できるだけ早期に、前年度⁷より期間や体制を拡充して実施する。

あわせて、メール相談、オンライン面談、手話などの多様なコミュニケーション方法の確保や外国語通訳の活用など、障害者や外国人などの多様な相談者への対応を推進する。

(3) 24時間・365日対応の推進

性犯罪・性暴力については、夜間の相談も多く、緊急対応も必要なことから、各ワンストップ支援センターの24時間・365日運営の実現は重要な課題であるが、人材面・財政面の課題も大きく、令和2年6月現在、20都道府県にとどまっている。

都道府県のワンストップ支援センターの24時間365日化の取組を支援するとともに、全国どこでも、いつでも必要なときに被害について相談ができ、必要な支援が受けられるよう、国において、夜間休日に対応できるコールセンターの令和3年度中の設置に向けた検討・準備を進める。具体的には、①夜間休日対応のコールセンターの設置（平日昼間の8時間は地方公共団体のワンストップ支援センターで対応）、②相談員に専門性を持たせるための十分な研修の実施と必要な人員の確保、適切な処遇の提供を行うこと、③コールセンターとワンストップ支援センターとの連携体制を構築すること、④緊急時に速やかに都道府県の緊急対応体制と連携するとともに、各地域において同行支援などの対応ができるようにすることや、そのためにコールセンターにコーディネーターを配置すること、について検討する。

(4) ワンストップ支援センターの増設の検討等

ワンストップ支援センターについては、平成30年10月に全都道府県への設置が行われたところであるが、各都道府県に1つのセンターでは、距離が遠いなどにより、必要な相談・支援を受けることができない場合がある。センターへのアクセスを容易にし、必要な支援につながるができるよう、各都道府県の実情に応じたワンストップ支援センター等の増設について検討を進め、施策を講じる。

⁷ 令和元年度は12月10日から24日までの15日間、4つの民間団体の協力を得て実施。

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

(ワンストップ支援センターにおける支援の充実)

【内閣府・関係省庁】

ワンストップ支援センターについては、地域における被害者支援の中核的な組織として、支援状況等調査⁸の結果も踏まえつつ、抜本的な強化を図ることが必要であり、その体制の充実に加え、地域における関係機関との連携強化を推進する。

(1) 病院など地域における関係機関との連携強化

【内閣府・警察庁・厚生労働省・関係省庁】

性犯罪・性暴力被害者支援において、病院（産婦人科、精神科など）との連携は十要であり、病院にセンターを設置することや、必ずつながることができる中核的病院との提携について、特に中長期的な関係の安定を見据えた公立病院や公的病院への設置や提携を含め、関係強化を図る⁹。

また、都道府県、病院（医師、看護師等）、警察、弁護士、ワンストップ支援センター、婦人相談所、婦人保護施設、児童相談所、福祉部局など、地域の関係機関が連携して、被害者のニーズに沿った支援を行うことが必要である。地域内連携に関する地方公共団体の好事例も参考にしながら、国レベルでの検討を行うための、関係省庁・関係機関の協議の場を設置し、令和2年夏以降議論を深め、年度内を目途に一定の結論を得て、「開設・運営の手引」の見直しを含めて、取組を進める。

さらに、ワンストップ支援センターが関係機関と連携しながら、医療的支援、法的支援、相談支援、同行支援、自立支援などを総合的に提供できるよう、地方公共団体担当部局による関係機関との調整を促進するとともに、ワンストップ支援センターへのコーディネーターの配置・常勤化やコーディネーター等を支える事務職員の配置を推進する。

(2) 職員の研修の充実

【内閣府・関係省庁】

ワンストップ支援センターにおける相談員や関係機関の対応能力の向上のための研修は不可欠である。国においても、相談員、行政職員、医療関係者に対する研修を継続するとともに、センター長やコーディネーターに対する研修も令和3年度からの新たな実施を検討するなど、ワンストップ支援センターの機能向上と全国ネットワーク化を図る。さらに、予算面の事情や代替要員の欠如等により研修に参加する機会の確保が困難な全国の相談員等のため、基礎知識についてオンラインで学ぶことができるよう、令和2年度からオンライン研修教材の開発・提供を進める。

⁸ 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書（令和元年度内閣府委託調査、令和2年3月公表）

⁹ 産婦人科や精神科などにおける性暴力被害者診療は、丁寧な対応が必要であり、病院にとっても負担が大きいという現状を踏まえた対応の検討の必要性が指摘されている。

また、研修の質の向上のため、様々な相談事例や優良事例の把握を行うための調査研究事業を実施する。さらに、地域において関係機関と連携し、合同での研修を実施できるよう、支援の充実を図る。

(中長期的な支援体制)

【内閣府・厚生労働省】

性犯罪・性暴力被害の影響は、トラウマとなることや、生活面も含め中長期にわたることもあり、これに対応する支援体制の構築が必要である。トラウマについては、精神科専門医等による適切な治療により回復できるものである一方で、専門性を備えた医師が不足しており、医師等の専門職の育成と適切な処遇についての検討を行う。

また、中長期の支援に当たっては、生活面の包括的な支援が必要であることから、福祉・就労支援・学び直し等との連携が必要であり、福祉部局等における、性犯罪・性暴力被害者の特性についての理解や配慮を促すための研修等の取組を進める。また、婦人保護施設において、性暴力被害者に対する心理的ケアや自立に向けた支援、同伴児童への学習支援を推進する。

(被害者の医療費負担等の軽減)

【内閣府】

ワンストップ支援センターは、被害者の医療支援を行う一環として、医療費の負担軽減を行っているが、所在する都道府県外での被害への支援について取扱いが様々であり、負担軽減を受けられない場合が生じているため、令和2年中に医療費負担についての整理を行う。また、子供が性被害等を受けた場合、その監護者に対する精神的ケアが必要となることから、監護者へのケアも含めるなど、医療費支援の対象について検討を行う。あわせて、中長期を含め、医療等に対する被害当事者の負担の更なる軽減について検討する。

(多様な被害者支援の充実)

【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

警察、検察、ワンストップ支援センターなどの関係者が、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、関係機関において協力しつつ、令和3年度から速やかにワンストップ支援センターにおける性暴力被害者に対する支援実態等に関する調査研究等を行うとともに、研修を実施する。

また、婦人保護事業について、新たな法律的枠組み等についての検討を加速するとともに、ワンストップ支援センターにおける支援などの地域における取組との連携を強化し、性犯罪・性暴力被害者への支援を拡充する。さらに、若年女性を対象に、婦人相談所等の公的機関と民間支援団体とが密接に連携し、夜間の見回り・声かけなどのアウトリーチ支援や居場所の確保、相談対応、自立支援等の支援を行う。

性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要である。そのためには、子供たちに、そして、社会に、①生命（いのち）の尊さや素晴らしさ、②自分を尊重し、大事にすること（被害者にならない）、③相手を尊重し、大事にすること（加害者にならない）、④一人一人が大事な存在であること（傍観者にならない）、のメッセージを、強力に発信し続けることが重要である。

（子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育の推進）

【文部科学省】

性犯罪・性暴力の加害者には、低年齢児を含め、子供を狙っている者もいる。また、実の父親や義理の父親など、監護者や親族が加害者となる事例も多く、さらに、子供のうちはそれが性被害だと気が付かず、年齢を重ねていくうちに気が付き、被害後、時間が経過してから心理的に大きな傷を受ける場合がある。

本来、子供を性被害から守り、被害に遭った時に支えになるのは保護者や周囲の大人だが、家庭内に加害者がいる場合や、虐待などが生じている家庭もあり、親が子供に何をどのように教えればよいか分からない場合など、家庭がこの機能を十分に発揮できない場合もある。子供が性被害に遭い、その被害が継続することが、その後の学業や就労を含め、人生に多大な負の影響を与えていることを考えれば、性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが求められる。また、被害に遭ったとしても、学業が継続できることも重要である。

性暴力や性被害の予防や対処に関する教育については、諸外国における取組や、刑法の性交同意年齢が13歳であることとの関係を踏まえると不十分との指摘があることも踏まえ、その強化について速やかに具体的検討を進め、順次実行する。その際、教育現場に過重な負担がかからないよう、地方公共団体、教育委員会、学校、家庭、地域の専門家等、多様な主体が連携・協力して取組を進めることが重要である。

（学校等における教育や啓発の内容の充実）

【文部科学省・内閣府・警察庁・関係省庁】

生命の尊さを学び生命を大切にす教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進する。加えて、今でも実際に被害に遭っている子供がいることから、有効な取組は直ちに進めるべきである。性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、就学前の教育・保育を含め、学校等において、地域の人材の協力も得ながら、また、保護者等の理解を得ながら、取組を推進する。

具体的には、性暴力の加害者や被害者にならないよう、例えば、

- ・ 幼児期や小学校低学年で、被害に気付き予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性を幼児児童に教える（例えば、水着で隠れる部分については、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人を触らないなど、発達を踏まえ、分かりやすく指導する等）。
- ・ 小学校や中学校で、不審者等に付いていかないなど、性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための防犯指導を行う。
- ・ 小学校高学年や中学校で、SNS等で知り合った人に会うことや、自分の裸の写真を撮る・撮らせる・送る・送らせることによる犯罪被害を含む危険や、被害に遭った場合の対応などについて教える。
- ・ 中学校や高校で、いわゆる「デートDV」を教材として、親密な間柄でも、嫌なことは嫌と言う、相手が嫌と言うことはしない、という認識の醸成に向けた指導を行う。また、性被害に遭った場合の相談先（ワンストップ支援センター、警察等）についても周知する。
- ・ 高校や大学等入学時のオリエンテーションなどで、レイプドラッグの危険性や相手の酩酊状態に乗じた性的行為の問題、セクシュアルハラスメントなどを周知する。また、被害に遭った場合の対応（通報、証拠保全など）や相談窓口の周知も行う。
- ・ 障害のある児童生徒等について、個々の障害の特性や程度等を踏まえた適切な指導を行う。

工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料、生徒間での対話や議論を深める形式やアクティブラーニングの手法も取り入れた手引書等を、有識者や関係者の知見を得ながら、関係府省において早急に作成・改訂するとともに、文部科学省から教育委員会や高等教育機関等に周知し、関係者の協力を得て、令和3年度から4年度にかけて、地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるようにする。また、教職員を含む関係者への研修を実施する。その際には、教職員の理解の助けとなるよう、具体的な過去の事件などを盛り込むことを検討する。

あわせて、子供たちの指導に役立つプログラムの開発・普及を通じ、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。また、民間の教材作成企業等にも必要に応じて協力を働き掛ける。

(学校等で相談を受ける体制の強化)

【文部科学省・厚生労働省・関係省庁】

児童生徒がSOSを出しやすくなるよう学校側で相談を受ける体制を強化するとともに、相談を受けた場合の教職員の対応についての研修の充実を図る。

なお、その際、以下の点に留意するものとする。

- ・ 親による性的虐待や生徒間における性暴力など性犯罪・性暴力の状況により必要な対応に違いがあること。

- ・子供から話を聞いた時の初動対応が重要であり、必要に応じ、速やかに代表者聴取につなげるなど児童相談所、警察、検察等の関係機関との連携が有用であること。特に、学校での対応の中心となる教育委員会の担当者、学校の管理職、教諭、養護教諭等の関係教職員には、性被害の深刻さや加害生徒を含めた必要な対応について、それぞれに必要な研修を行うべきであること。
- ・対応や研修に当たっては、児童相談所、警察、ワンストップ支援センターなど性犯罪・性暴力に知見のある関係機関の協力を得ることが有効であること。この他、スクールカウンセラーや各教育委員会におかれている弁護士等の知見を活用することも考えられること。
- ・いわゆる非行や問題行動を起こしていると見られる子供について、その背景に虐待や性被害がある場合もあり、児童生徒の指導に当たっては、そのような点も留意すること。

また、大学等におけるセクシュアルハラスメントや性暴力被害の相談窓口の整備や周知、担当者への研修を促進する。

(わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分)

【文部科学省・厚生労働省・関係省庁】

児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員については原則として懲戒免職とする¹⁰ことや告発を遺漏なく行う¹¹ことを徹底するよう、改めて各教育委員会に指導する。また、過去に児童生徒等へのわいせつ行為等を原因として懲戒処分等を受けた者の教員免許状の管理等の在り方について、免許状失効から3年経過すれば再取得可能となっていることを含め、より厳しく見直すべく、他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討を進める。あわせて、保育士等についても同様の対応を検討する。さらに、わいせつ行為が行われないよう、必要な環境の整備を図る。

(社会全体への啓発)

【内閣府・警察庁・文部科学省・関係省庁】

「相手の同意のない性的行為をしてはならない」「性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者である」という社会の意識を醸成することが大切であり、3年間の「集中強化期間」において、広報啓発活動を徹底的に強化する。

- ・令和2年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12-11/25)において、「性暴力」をテーマとして、全国的な広報・啓発活動を強化する。

¹⁰ 「平成30年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果に係る留意事項について」(令和2年3月30日文部科学省初等中等教育局長通知)等により、文部科学省から教育委員会に対して累次の指導を行っている。また、懲戒免職の処分を受けた教員の免許状は失効することとされている(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項第2号)。

¹¹ 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項において「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定されている。

- ・毎年入学・進学時期である4月に実施している「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」について、若年層の性被害に関するより広い問題を広報啓発するのに適した時期であることから、令和3年4月から、若年層の性暴力被害予防のための月間とすることとし、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底する。具体的には、AV出演の強要やJKビジネスなどの問題の更なる啓発に加え、レイプドラッグの問題や相手の酩酊状態に乗じた性的行為の問題、セクシュアルハラスメント、痴漢など、若年層の様々な性暴力の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行う。さらに、大学等において、入学後のオリエンテーション等の機会に、相手の同意のない性的行為をしてはならないことや性暴力被害時の対応などに関する啓発の強化を促進する。
- ・PTAや教育委員会等と連携し、保護者等を対象に実施するインターネット上のマナー等について啓発するシンポジウムを通じ、性被害防止についても積極的に啓発を行う。
- ・SNS利用に起因する中学生・高校生などの子供の性被害を防止するため、子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する形の広報啓発活動を推進する。

方針の確実な実行

【内閣府・関係省庁】

本方針については、各府省で具体的検討を進め、令和4年度末までの「集中強化期間」において、必要な制度改正や予算確保を通じて、施策の充実を図るとともに、性犯罪・性暴力に対応する現場において当該施策に係る取組を徹底する。地方公共団体や関係機関に対し、本方針を周知するとともに、その後の具体的取組についても周知を行う。

また、本方針に記載した施策について、本年7月を目途に、可能な限り具体的な実施の方法や期限などの工程を作成する。本方針の内容を令和2年度中を目途に策定予定の第5次男女共同参画基本計画に反映させるとともに、当面、毎年4月を目途に、進捗状況や今後の取組についてフォローアップを行う。

実施やフォローアップに当たっては、被害者支援に携わる方々（支援団体やワンストップ支援センター等）からの意見を継続的に聴きながら、また、先行して様々な取組を行っている地方公共団体の取組も参考としていく。

さらに、性暴力被害の実態について把握するため、令和2年度に実施する「男女間における暴力に関する調査」に加え、大学生を含む若年層の性暴力被害の実態把握、ワンストップ支援センターにおける詳細な支援実態調査、既存調査を活用した障害者の性暴力被害の実態についての把握のための取組等を検討・実施する。

【千葉県】

1 千葉県犯罪被害者等支援条例

令和三年三月九日

条例第十四号

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、並びに犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減並びに犯罪被害者等の生活再建の支援及び権利利益の保護を図り、もって、社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- 四 再被害 犯罪等により被害を受けた者が、当該犯罪等をした者又はその関係者から、犯罪等により再び被害を受けることをいう。
- 五 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 六 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等支援は、誰もが犯罪被害者等になる可能性があることを踏まえ、相互扶助の精神に基づき、次の各号に掲げる事項についての共通の理解の下に、社会全体で一丸となって推進されなければならない。

- 一 犯罪被害者等支援は、全て犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に行われること。

二 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他の犯罪被害者等の事情に応じて適切に行われること。

三 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が、途切れることなく継続して行われること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者（以下「関係機関等」という。）との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援推進計画)

第八条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「支援推進計画」という。）を定めるものとする。

2 支援推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する基本方針

二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

三 前各号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、支援推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民及び犯罪被害者等支援に関し識見を有する者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、支援推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、支援推進計画の変更について準用する。

(総合的な支援体制の整備)

第九条 県は、関係機関等と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な体制を整備するものとする。

2 前項の体制の整備に当たっては、次の各号に掲げる事項に特に留意するものとする。

一 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けること並びに犯罪被害者等が受けた被害が潜在化することを防止すること。

二 犯罪被害者等が、県又は関係機関等のいずれに支援を求めた場合であっても、必要な支援を途切れることなく受け取ることができるようにすること。

(市町村に対する支援)

第十条 県は、犯罪被害者等支援を推進する上で市町村が果たす役割の重要性を踏まえ、市町村が相談体制の充実その他の犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第十一条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(人材の育成)

第十二条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等が必要とする支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）その他犯罪被害者等支援に関係する者に対し、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずることにより、人材の育成を行うものとする。

2 前項の人材の育成は、この条例の目的、基本理念及び犯罪被害者等支援の意義について理解を深めさせることを基本として行うものとする。

3 県は、支援従事者が犯罪被害者等支援に従事することにより犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十三条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談、情報の提供等)

第十四条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に関し専門的な知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第十五条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を安心して営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は再被害及び二次的被害を防止するため、県営住宅（千葉県県営住宅設置管理条例（昭和三十五年千葉県条例第三十九号）第一条に規定する県営住宅をいう。）への入居に係る配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めるための啓発、犯罪被害者等の就労に関する支援及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十八条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償請求に関する支援)

第十九条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の状況を踏まえ、犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関し、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第二十条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の促進)

第二十一条 県は、犯罪被害者等の置かれている状況、その生活の平穏に対する配慮の重要性、犯罪被害者等支援の必要性等について県民の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、及び犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第二十二条 県は、毎年度、支援推進計画に基づく施策その他犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(財政上の措置)

第二十三条 県は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(見直し)

第二十四条 知事は、この条例の施行後においても、犯罪被害者等支援の推進の状況等を勘案し、この条例の規定について随時検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例（平成十六年千葉県条例第四号）第二十七条第二項の規定により定められた被害者等に対する支援に関する指針は、第八条第一項の規定により定められた支援推進計画とみなす。

(千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例の一部改正)

3 千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十七条を次のように改める。

(犯罪被害者等に対する支援)

第二十七条 県は、国、市町村、犯罪被害者等支援（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者並びにその家族又は遺族が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。以下同じ。）を行うことを主たる目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携して、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

第二十八条第一項中「、第二十三条第一項及び前条第二項」を「及び第二十三条第一項」に改める。

2 千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例(抜粋)

平成十六年三月二十三日

条例第四号

改正 平成一九年 三月一六日条例第二八号 平成二七年 三月二〇日条例第一八号
平成二八年 三月二五日条例第二八号 令和 三年 三月 九日条例第一四号

第一条～第二十六条 (略)

(犯罪被害者等に対する支援)

第二十七条 県は、国、市町村、犯罪被害者等支援(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者並びにその家族又は遺族が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。以下同じ。)を行うことを主たる目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携して、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

第二十八条～附則 (略)

3 千葉県犯罪被害者等支援に関する計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 千葉県の犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための犯罪被害者等支援に関する計画（以下「支援推進計画」という。）の策定に当たり、有識者等から広く意見を聴取するため、「千葉県犯罪被害者等支援に関する計画策定懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

(委員の所掌事務)

第2条 懇談会委員は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 支援推進計画の策定に当たり、専門的及び総合的な立場から意見を述べること。
- (2) その他、支援推進計画の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 懇談会は、環境生活部長が就任を依頼する委員6名以内をもって組織する。

2 委員の構成は、別紙に掲げる者とする。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に座長と副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は委員の互選により選任する。
- 3 座長は懇談会の議事を進行し、副座長は座長を補佐し座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 懇談会は、必要に応じて生活安全・有害鳥獣担当部長が招集する。

(会議の公開)

第6条 懇談会は、原則として公開するものとする。ただし、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して会議を行う場合及び会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、懇談会において会議の一部又は全部を公開しないことと決定したときは、この限りではない。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、千葉県環境生活部くらし安全推進課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

(失効)

2 この要綱は施行日以降、支援推進計画が公表されたときに、その効力を失う。

別紙

千葉県犯罪被害者等支援に関する計画策定懇談会委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	所属等
1	伊東 秀彦	弁護士
2	大川 玲子	NPO 法人千葉性暴力被害支援センターちさと理事長
3	大橋 靖史	淑徳大学総合福祉学部 学部長 教授 公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター理事長
4	今野 理恵子	武蔵野大学人間科学部 助教
5	澤田 美代子	公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター理事
6	堤 紳一	千葉県市長会 事務局長 千葉県町村会 事務局長